

令和5年度 随意契約理由書

番号	1
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	被評価者研修業務委託
案 件 の 概 要	人事評価制度の意義や目標管理による評価手法を理解し、目標設定の具体的方法や自己評価のポイントを学ぶことで、適正な自己評価に繋げ、人事評価制度の公平性、公正性及び客観性を高めることを目的に行う研修業務の委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区東公園2-17 インソース九州ビル [名 称] 株式会社インソース 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本研修は、講師及び研修内容によって効果が大きく左右されることから、価格競争に馴染まない。</p> <p>その点、上記事業者は、民間企業や全国の地方公共団体での研修実績が豊富で高い評価を得ており、実績等は充分にある。また、本市は、人事評価制度導入当初から上記事業者に講師を継続して依頼しており、本市で使用している「人事評価制度のしおり」及び「能力評価シート」等の中身にも精通され、本市職員に合った講義のカリキュラムを組むことが可能である。</p> <p>さらに、現在、本市の全ての評価者が上記事業者による人事評価研修を受講しており、同様の評価技術に基づいた適正な評価が実施されているが、仮に他の事業者が本研修を実施すると、評価者と被評価者との間で、評価についての知識及び技術の不均一をもたらし、混乱を招くおそれがある。</p> <p>以上の理由により、本研修の目的達成に必要なレベルの履行が可能な唯一の事業者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月3日
契 約 金 額	895,100円

令和5年度 随意契約理由書

番号	2
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	高崎新田駅前団地 エレベーター部品取替修繕
案 件 の 概 要	高崎新田駅前団地のエレベーターの部品について、取替修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区上呉服町10番10号 [名 称] 株式会社日立ビルシステム 西日本支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>高崎新田駅前団地のエレベーターは、上記事業者が設置したものであり、メンテナンスについても同事業者が毎月行っている。</p> <p>今回、エレベーター安全利用の為に、部品の取替修繕を行うものである。</p> <p>エレベーターの仕様・構造は、メーカーごとに異なり、保守管理等についても、各メーカーが直接又は専門のサービス会社を設立し、一貫した体制で安全管理を行っている。このため、他の事業者へ部品取替修繕を依頼した場合、事故発生時の責任の主体（製品の瑕疵によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確となり、確実な賠償が受けられない懸念がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものです。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月3日
契 約 金 額	556,479円

令和5年度 随意契約理由書

番号	3
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度 森林経営管理制度に基づく森林経営管理意向調査業務委託
案 件 の 概 要	「森林経営管理制度」の運用のため、森林に関する各種データを整備し、その情報から対象森林を抽出し、森林所有者リストの作成、森林所有者への森林経営管理についての意向調査等を行う業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>手入れ不足の森林について市町村が森林所有者の委託を受け、直接経営管理を行う、または林業経営者に経営管理を再委託する「森林経営管理制度」（以下、「制度」という）の制度の運用のため、令和4年度に策定した年次計画に基づき、本年度は山田町において制度対象森林の抽出及び意向調査等を実施する。</p> <p>現在森林保全課では、「宮崎県森林GIS」、「林地台帳管理プログラム」、「統合型GIS」で森林整備に関する業務を行っている。この業務委託では、森林に関するデータを整備し、それぞれのシステムの更新を行い、GIS上で森林情報の一元化を行った上で、制度対象森林の抽出と森林所有者の特定を行い、意向調査を実施する。意向調査の進捗状況や結果についてもシステムに反映させ、制度の運用を行う。そのため本業務を行う事業者は、3つのシステムの連携や機器の専門的知識及び制度についての内容を十分に理解していることが不可欠である。</p> <p>これらのシステムはすべて上記事業者が開発・構築したものであり、同事業者でなければ上記システムすべての情報を一度に扱うことができず、本業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に同事業者以外の事業者へ委託した場合、システムの連携障害やトラブル発生時の迅速な対応が難しく、事務に支障を来すおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月3日
契 約 金 額	14,300,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	4
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	観音池公園子ども村プール漏水修繕
案 件 の 概 要	観音池公園子ども村プールの漏水を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5046-12 [名 称] 綿屋設備
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、観音池公園子ども村の屋外プールの漏水を改善するため、部材等の取替修繕を行うものである。</p> <p>当該プールについては、3月頃より、配管の破損等により漏水した状態となっていたが、調査の結果、設計当時の配管図面等が現存しておらず、漏水箇所を特定するためには、周辺の配管や水の流れから破損箇所を推測し、逐一掘り進めながらの作業が必要となることが判明した。</p> <p>早急に修繕を行わなければ、当該プールの夏季営業開始に間に合わないおそれがあり、また、施設の全体的な老朽化のため、いつどこで漏水が再発してもおかしくない状況であり、その場合、営業を中断せざるを得ない。</p> <p>市内の設備業者数社へ故障状況の確認を依頼したが、他業務が多忙であり短期間での対応が難しいこと、また、施設が上記のような状態にあり、漏水箇所の特定が困難を極める等の理由により応じてもらえず、その中で、昨年度、同公園内の漏水箇所を修繕した実績のある上記事業者が、唯一、故障状況の確認に応じた。</p> <p>また、期間内に施設内の他箇所での突発的な漏水にも迅速な対応が可能とのことであった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月3日
契 約 金 額	1, 9 3 3, 2 3 2 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	5
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園野球場外野整備業務委託
案 件 の 概 要	高城運動公園野球場外野（芝）部分において、プロ野球キャンプ受入れのために整備を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町石山4195番地 [名 称] 都城ぼんち地域振興株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>高城運動公園（以下「野球場」という。）においては、令和6年2月の読売巨人軍ファームキャンプ使用に問題のないよう、早い時期からのメンテナンスが必要となる。</p> <p>現状で芝生の剥げや育ちが悪い箇所があり、プロ利用を目的とした整備に間に合わせるため、芝管理方法を熟知した専門業者による施工が必要である。</p> <p>上記事業者は、芝管理の専門業者であり、管理方法も熟知している。また、Jリーグキャンプ受入れに際した芝管理実績も有し、迅速かつ正確な施工が望める。</p> <p>さらに、上記事業者は、当該野球場外野芝の年間維持管理業務を受託しており、万一問題が生じた場合の責任の所在が明確である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するもの。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月3日
契 約 金 額	1, 4 9 6, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	6
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度 都城市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託
案 件 の 概 要	国庫補助事業の採択要件として、橋梁の近接目視による定期点検を実施し、その診断結果を踏まえた長寿命化修繕計画(以下「補助要件」という。)の策定が必要とされているため、補助要件を満たすための修繕計画策定業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市旭1丁目2番2号 [名 称] 公益財団法人 宮崎県建設技術推進機構
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>平成26年7月に施行された道路法施行規則において、道路管理者は、管理する橋梁等の道路施設について、5年ごとに1回の定期点検を行うことが法定化された。また、点検により補修が必要と判定された橋梁について、補修費の予算措置を行う場合、国庫補助事業の採択要件として長寿命化修繕計画(以下「修繕計画」という。)の策定が必要とされている。</p> <p>本件の業務の履行に当たっては、経験豊富な技術者を多数有している必要がある。この点、上記法人は、県及び市町村の土木、建築等に係る業務執行体制を補完・支援するために設立され、これまでも、土木及び建築に関する技術相談支援、積算支援、災害等緊急時支援など数々の業務支援実績を有し、その成果や技術力は信頼できるものである。</p> <p>また、平成29年9月に発足した「宮崎縣市町村橋梁長寿命化修繕計画推進協議会」の事務局として「宮崎縣市町村橋梁長寿命化修繕計画策定指針(案)」の作成にも携わり業務内容にも精通している。</p> <p>これらのことから、本件の業務を適切かつ確実に履行できる事業者は、上記法人のみであり、同法人に委託することで、県内自治体との統一的な基準や仕様に基づく高い品質の計画策定が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月3日
契 約 金 額	11,518,100円

令和5年度 随意契約理由書

番号	7
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	観光交流拠点施設整備事業 緑の村新築工事等に伴う工事監理委託
案 件 の 概 要	観光交流拠点施設の建築工事にかかる施工監理業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 高知県高知市和泉町2番8号レトロワ102 [名 称] 風憬社・黒岩建築設計共同体 代表者 株式会社風憬社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、関之尾公園リニューアル事業における観光交流拠点施設（以下、「拠点施設」という。）となる緑の村、関之尾茶屋、北前キャンプ場の建築工事实施に当たり、当該工事の監理業務を実施するものである。</p> <p>本業務においては、関之尾公園は県立自然公園内にあるため、自然景観を損なわず自然と調和するデザインとすることが条件であり、自然公園やキャンプ場等の施設整備に伴う施工監理業務の専門的項目等に対する十分な知識や実績も必要である。</p> <p>上記事業者は昨年度、当該施設整備の実施設計事業者の選定において、設計事業者と管理運営事業者を一体的に選定する公募型プロポーザル方式により、管理運営事業者とともに選定された。</p> <p>運営事業者のアイデアや意向を設計やデザインに取り入れた魅力ある施設とし、長期的に運営・維持管理することを見通した設計を実施したところであり、設計内容を理解し熟知している上記事業者が監理を行うことで適切な施工が期待できる。</p> <p>また、上記事業者は、前述の管理運営事業者が他自治体において運営するキャンプ場の設計及び施工監理の実績があり、管理運営事業者が求めるキャンプ場等の施設整備及び施設を利用するキャンパー目線での施設に対する理解度も高い。</p> <p>以上の理由から、観光交流拠点施設の設計に精通し、設計内容及び管理運営事業者の意向を熟知し適切な業務が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月5日
契 約 金 額	12,617,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	8
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 (都城学校給食センター) [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター 自動ドア修繕
案 件 の 概 要	都城学校給食センターに設置している自動ドアのうち16台の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大塚町宮田2875番1 [名 称] オリエント産業株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城学校給食センターでは、調理中における衛生面の観点（素手でドアノブを触り、菌等が手に付着することの防止）から81台の自動ドアを設置している。</p> <p>現在設置している自動ドアの点検を昨年8月に行ったところ、16台の修繕が必要なことが判明した。また、現在は手動による開閉を行っており、開いたままの状態であることもあり衛生的に問題があるため修繕が必要である。</p> <p>本修繕は、自動ドアのコントローラー等の取替えを行うものであるが、コントローラー装置については、修繕後に初期設定を行う必要があり、その設定を行う機材については、製造メーカー代理店のみが所有している。</p> <p>この点、上記事業者は、製造メーカーの販売、施行、保守に関する九州地区の総代理店であり、初期設定を行う機材を保有する県内唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月7日
契 約 金 額	1, 4 8 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	9
----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直 通)
契 約 案 件 名	日本画作品修復業務委託
案 件 の 概 要	美術館が収蔵する美術作品（日本画）を修復する業務。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 石川県金沢市末広町360番地10 [名 称] 一般財団法人 石川県文化財保存修復協会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>美術品の保存・修復は、専門的経験及び知識・技法を特に必要とするため、十分な過去の実績及び信頼性のある者と契約が望ましい。</p> <p>当該事業所は、以前に当館が収蔵する美術作品（日本画）について、保存・修復について専門的な観点から助言・指導をし、修復処置の実績がある。作品状態の情報を把握しているため、的確な修復作業が期待できる。</p> <p>さらに、石川県立美術館に併設された公立の工房で、技術面、設備面も充実しており、全国の美術館・博物館の美術品の修復を行うなど、本業務の履行に必要な高いレベルの技術を有している。</p> <p>以上の理由により、当該事業所と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月7日
契 約 金 額	4, 3 3 5, 1 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	10
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直 通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館特別展に係る借用資料搬送業務委託
案 件 の 概 要	都城島津伝承館特別展に係る展示において、他館から借用する史料の借用・返却に係る搬送と展示及び撤去業務並びに保険加入業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目6番18号NMビル9階 [名 称] 日本通運株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城島津伝承館特別展に係る展示において、他館から借用する史料の借用及び返却に係る梱包・搬送から展示及び撤去並びに保険加入業務を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、他館が所有する史料を借用・展示する場合において、文化財搬送に必要な美術専用車及び文化財の取扱いに熟練した専門的職員を有していることが必要である。</p> <p>しかし、これらの要件を満たす事業者は、九州管内において2者のみとなっており、また、これらの事業者のうち1者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない。</p> <p>そこで、受注事業者については、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者がより安価な見積額を提示した。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月7日
契 約 金 額	3, 1 5 1, 8 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	11
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	マイナンバーカードで認知症予防事業業務委託
案 件 の 概 要	都城市スマートシティ関連事業第一弾、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として実施する「マイナンバーカードで認知症予防サービス」事業を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都港区東新橋1丁目8番1号 [名 称] 株式会社電通
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、地域社会のデジタル化を図るため、都城市スマートシティ関連事業第一弾、デジタル田園都市国家構想交付金の対象事業として、社会課題となっている認知症対策に係るサービスを構築・運営することを目的とする事業である。</p> <p>本事業については、令和4年度中に設立された産学官で組織される都城市スマートシティ推進協議会等で議論を交わした上で、すでに構想時点で様々な関係団体との折衝を進めてきているほか、国等とも共同で協議を交わしてきたことから、上記事業者であることが必要となる。</p> <p>仮に、本事業を他の事業者に委託した場合、既に連携を予定している関係団体との協議が反故となり、本事業の遂行に支障をきたす恐れがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月7日
契 約 金 額	274,530,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 12

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)																																																		
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険特定健康診査（集団方式）業務委託																																																		
案 件 の 概 要	生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康増進を図るため、高齢者の医療確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査業務を委託するもの																																																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目1番地2 [名 称] 公益財団法人 宮崎県健康づくり協会																																																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康の保持増進を図るため、特定健康診査を行うものである。</p> <p>当該健康診査は、受診率向上に資するため、希望者については受診後、その会場で同日にがん検診も受診することができるようにしており、現在がん検診は上記法人が受託している。</p> <p>このため、本業務についても上記法人に委託することにより、がん検診も含めた受診者の健康状態の把握の観点から、より適切かつ確実な履行ができる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約をするものである。</p>																																																		
契 約 締 結 日	令和5年7月10日																																																		
契 約 金 額	<p>執行見込総額 818,114円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>複数単価契約</th> <th>単価</th> <th>予定数量</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本的な健診の項目</td> <td>7535円</td> <td>100人</td> <td>753,500</td> </tr> <tr> <td>医師の判断による追加項目 貧血検査</td> <td>253円</td> <td>5人</td> <td>1,265</td> </tr> <tr> <td>医師の判断による追加項目 血清クレアチニン</td> <td>99円</td> <td>5人</td> <td>495</td> </tr> <tr> <td>医師の判断による追加項目 心電図検査</td> <td>1650円</td> <td>9人</td> <td>14,850</td> </tr> <tr> <td>医師の判断による追加項目 眼底検査</td> <td>1232円</td> <td>2人</td> <td>2,464</td> </tr> <tr> <td>追加健診 貧血検査（赤血球・血色素・ヘマトクリット値）</td> <td>253円</td> <td>95人</td> <td>24,035</td> </tr> <tr> <td>追加健診 尿潜血</td> <td>0円</td> <td>100人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>追加健診 尿酸</td> <td>0円</td> <td>100人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>追加健診 血清クレアチニン</td> <td>99円</td> <td>95人</td> <td>9,405</td> </tr> <tr> <td>追加健診 血清アルブミン</td> <td>121円</td> <td>100人</td> <td>12,100</td> </tr> <tr> <td>追加健診 eGFR</td> <td>0円</td> <td>100人</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>			複数単価契約	単価	予定数量	合計	基本的な健診の項目	7535円	100人	753,500	医師の判断による追加項目 貧血検査	253円	5人	1,265	医師の判断による追加項目 血清クレアチニン	99円	5人	495	医師の判断による追加項目 心電図検査	1650円	9人	14,850	医師の判断による追加項目 眼底検査	1232円	2人	2,464	追加健診 貧血検査（赤血球・血色素・ヘマトクリット値）	253円	95人	24,035	追加健診 尿潜血	0円	100人	0	追加健診 尿酸	0円	100人	0	追加健診 血清クレアチニン	99円	95人	9,405	追加健診 血清アルブミン	121円	100人	12,100	追加健診 eGFR	0円	100人	0
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																																
基本的な健診の項目	7535円	100人	753,500																																																
医師の判断による追加項目 貧血検査	253円	5人	1,265																																																
医師の判断による追加項目 血清クレアチニン	99円	5人	495																																																
医師の判断による追加項目 心電図検査	1650円	9人	14,850																																																
医師の判断による追加項目 眼底検査	1232円	2人	2,464																																																
追加健診 貧血検査（赤血球・血色素・ヘマトクリット値）	253円	95人	24,035																																																
追加健診 尿潜血	0円	100人	0																																																
追加健診 尿酸	0円	100人	0																																																
追加健診 血清クレアチニン	99円	95人	9,405																																																
追加健診 血清アルブミン	121円	100人	12,100																																																
追加健診 eGFR	0円	100人	0																																																

令和5年度 随意契約理由書

番号	13
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)			
契 約 案 件 名	都城市後期高齢者健康診査（集団方式）業務委託			
案 件 の 概 要	高齢者の医療に関する法律（昭和57年法律第80号）及び宮崎県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年宮広域条例第17号）第3条第2号に基づき健康診査業務を委託するもの			
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市霧島1丁目1番地2 [名 称] 公益財団法人 宮崎県健康づくり協会			
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	<p>本業務は、生活習慣病の早期発見・早期予防及び健康の保持増進を図るため、後期高齢者健康診査を行うものである。</p> <p>なお、当該健康診査は、受診率向上に資するため、希望者については受診後、その会場で同日にがん検診も受診することができ、がん検診は上記法人が受託している。</p> <p>このため、本業務については、上記法人に委託することにより、がん検診も含めた受診者の健康状態の把握の観点から、より適切かつ確実な履行ができる。</p> <p>以上の理由により、上記法人と随意契約をするものである。</p>			
契 約 締 結 日	令和5年7月10日			
契 約 金 額	執行見込総額		7 8 5 , 1 1 4 円	
	複数単価契約			
		単価	予定数量	合計
	基本的な健診の項目	7304 円	100 人	730,400
	医師の判断による追加項目 心電 図検査	1650 円	9 人	14,850
	医師の判断による追加項目 眼底 検査	1232 円	2 人	2,464
	追加健診 貧血検査（赤血球・血 色素・ヘマトクリット値）	253 円	100 人	25,300
	追加健診 尿潜血	0 円	100 人	0
	追加健診 尿酸	0 円	100 人	0
	追加健診 血清クレアチニン	0 円	100 人	0
追加健診 血清アルブミン	121 円	100 人	12,100	
追加健診 eGFR	0 円	100 人	0	

令和5年度 随意契約理由書

番号	14
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市女性活躍促進事業業務委託
案 件 の 概 要	就労が難しい女性が、起業・就業へつながる知識が習得できるよう、効率的かつ効果的なセミナー等の開催から起業・就業の支援まで、多様な女性の働き方の促進を図る事業の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府守口市大日町3-35-9 [名 称] 株式会社SMILE LABO
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の実施に当たっては、就労が難しい女性が起業・就労へつながる知識を習得できるセミナーを開催することのみならず、対象となる女性へのセミナー受講に関する支援並びにセミナー受講後の起業・就労の支援を行うことが求められる。</p> <p>上記事業者は、在宅で収入を得ることが可能な技術を身につけるための講座等を実施できる上、在宅でできる仕事の紹介を行っている事業所であることから、セミナー受講後の就労支援も可能である。</p> <p>また、都城市中町のIT産業ビル内に事業所を設けていることから、セミナー実施日以外でも、受講者が相談できる場を確保しており、継続的な支援が可能である。</p> <p>セミナーの実施が可能で、就労支援もでき、都城市内に事業所を設けている事業者は上記事業者に限られる。</p> <p>以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月10日
契 約 金 額	3, 6 7 3, 3 8 4 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	15
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	高城観音池公園リフト油圧ユニット取替修繕
案 件 の 概 要	高城観音池公園リフトの油圧ユニットを取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市東区香住ヶ丘2-7-8 [名 称] 日本ケーブル株式会社 福岡営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、高城観音池公園リフトの油圧ユニットの取り替え等を行うものである。</p> <p>当該リフトは平成7年に建設されたものであるが、設備全体に老朽化が見られる。また、平成21年から23年にかけて、主要機器の大規模な整備を実施しているものの、同整備からは10年以上経過しており、再び大規模な整備を実施する必要性が生じている。</p> <p>今回取り替える制動機・緊張油圧ユニットは、リフトケーブルの動作を司るものであるが、経年劣化による部品破損や油漏れ等がみられる状態にあり、万一、両油圧ユニットが破損した場合、事故が発生する可能性もあり、また、復旧までリフトが使えないことに伴う市民サービスの低下を招く恐れがある。</p> <p>上記事業者は、当該施設の建設に携わっており、また、現在の保守点検業者でもあるため、現状について精通しており、かつ専門的知見と設備全体を考慮した修繕を実施するノウハウがあり、施工後の試運転調整も適切に行うことができる。</p> <p>仮に他の事業者の本修繕を施工させ、設備に不具合が生じた場合、原因の特定は困難となり、責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月10日
契 約 金 額	5, 6 1 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	16
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)
契 約 案 件 名	市勢要覧作成業務委託
案 件 の 概 要	市勢要覧の作成業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市祝吉三丁目5番地16 [名 称] 株式会社メッセージ
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市勢要覧の構成から撮影、デザイン、印刷製本を行う業務である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、入札参加有資格事業者名簿において、希望業種を「編集・デザイン」で登録している事業者を対象に指名型コンペ方式により選定を行うこととした。</p> <p>本コンペは、令和5年5月1日に7者に対してコンペの実施を通知し、その結果5者から応募があり、当該5者による企画提案書に基づく書類審査を6月28日に実施した。</p> <p>書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本コンペの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月10日
契 約 金 額	5, 3 3 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	17
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 4 5 - 6 6 7 8 (直通)
契 約 案 件 名	クリーンセンター インボイス対応計量機プログラム変更業務委託
案 件 の 概 要	都城市クリーンセンター計量棟出口に設置している精算機のプログラムを簡易インボイス（適格簡易請求書）が発行できるものへ変更するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区博多駅前一丁目4番1号 [名 称] 川崎重工業株式会社 九州支社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市クリーンセンターの計量棟出口に設置している精算機のプログラムを、簡易インボイス（適格簡易請求書）が発行できるものへ変更するものである。</p> <p>上記事業者は、都城市クリーンセンター建設・維持管理事業の代表企業であり、維持管理事業者であるグリーンパーク都城株式会社とともに本施設の維持管理業務を行っている。精算機についても同様である。</p> <p>仮に他の事業者が本業務を施工した場合、上記事業者、維持管理事業者及び修繕事業者が混在することになり、上記事業者は変更内容の詳細を把握できない。そのため、精算機に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設運営や利用者に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月12日
契 約 金 額	2, 0 9 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	18
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)												
契 約 案 件 名	マイナビふるさと納税 利用契約書												
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という、）の一つである上記事業者が運営する「マイナビふるさと納税」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 [名 称] 株式会社マイナビ												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 その点、大手ポータルサイトの一つである「マイナビふるさと納税」は、掲載自治体数が64自治体（2022年12月時点）であり、マイナビ運営メディアのユーザーの集客が見込める。 上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。												
契 約 締 結 日	令和5年7月12日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,500,000円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>寄附金額の10%（税別）</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	1,500,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	寄附金額の10%（税別）	円		
執行見込総額	1,500,000円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
寄附金額の10%（税別）	円												

令和5年度 随意契約理由書

番号	19
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	住箱 (モバイルハウス) 製作設置業務委託
案 件 の 概 要	住箱 (モバイルハウス) の製作設置業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 新潟県三条市中野原456番地 [名 称] 株式会社スノーピーク
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、関之尾公園リニューアル事業における観光交流拠点施設整備に伴い、宿泊棟として整備する「住箱 (モバイルハウス)」の製作設置を行う業務である。</p> <p>今回リニューアル整備する関之尾公園は県立自然公園内にあり、テント泊が苦手な方でもアウトドア体験が可能となるような、自然と調和するデザインの宿泊施設も用意する必要がある。</p> <p>整備予定の「住箱 (モバイルハウス)」は、上記事業者が設計・製作を行っており、自然素材を使用したシンプルな構造でありながら、剛性や断熱性を備えた居住空間、外壁など、自然環境下において快適に過ごせる、自然と調和するデザインのトレーラーハウスであり、他のキャンプ場等での導入実績もあり評価も高い。</p> <p>また、上記事業者は、整備後の関之尾公園の指定管理予定者に選定されており、運営者の視点での設計監修及びアドバイスをもとに実施設計に反映させ公園の整備を進めてきたところである。</p> <p>さらには、上記事業者が施設の管理運営を行うため、日常の点検等による施設の異常や不具合等を早期に見つけることが可能となり、適切な維持管理が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月12日
契 約 金 額	40,713,650円

令和5年度 随意契約理由書

番号	20
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾緑の村1号井ポンプ制御盤取替修繕
案 件 の 概 要	関之尾緑の村1号井ポンプ制御盤の取替修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市鷹尾三丁目23街区8 [名 称] 特殊ボーリング工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、関之尾緑の村の1号井ポンプ制御盤の取替修繕を行うものである。</p> <p>関之尾緑の村は、現在リニューアル工事中であり、施設への給水のみならず、工事に必要な水を対象の井戸より賄っているが、7月3日に発生した落雷により、ポンプ制御盤が故障したため、早急な復旧が求められている。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、地下水井戸及び取水設備の保守を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万一トラブル等があった場合は、工事の遅れや施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、住民サービスの低下につながりかねないため、正確かつ確実な施工が求められる。</p> <p>この点、上記事業所は、関之尾緑の村の取水施設の保守を行っている水源管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにでき、早急な復旧が可能である。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月12日
契 約 金 額	660,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	21
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市避難行動要支援管理システム機器賃貸借契約
案 件 の 概 要	避難行動要支援者管理システム機器をリースするもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 日向市永江町一丁目105番地 [名 称] 株式会社パンフィックシステム
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>避難行動要支援者管理システムは、災害時及び緊急時において避難支援が必要な要支援者等の情報を的確に把握し、平常時の見守り活動、災害時の速やかな安否確認及び避難等の体制を確立することを目的に導入している。</p> <p>当該システムは、平成30年度にプロポーザル方式により株式会社パンフィックシステムにより導入された独自のシステムであり、住民基本台帳情報、障がい者情報、要介護者情報、難病患者情報、民生委員情報等の様々な要支援者に関する情報及び地図情報等が統合されるよう設計されており、市の指定する抽出検索や様式出力に対応することができ、利便性や拡張性に優れたものとなっている。</p> <p>現行のシステムと同等以上のシステムを別の業者により導入する場合、システム構築に関する費用等が新たに発生する。さらに、これまでシステムに蓄積されていた要支援者等について機密情報、現住所情報等についても移行する必要があるが、障害が発生した場合において、その原因が現行システムにあるのか、もしくは構築した新システムにあるのかの判断が困難であり、事業者間での調整、原因究明などの対応や復旧までに時間を要し、災害対応に甚大な支障を来すおそれがある。</p> <p>よって上記業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月14日
契 約 金 額	2, 4 5 5, 2 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	22
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市避難行動要支援管理システム保守業務委託
案 件 の 概 要	都城市避難行動要支援管理システム保守業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 日向市永江町一丁目105番地 [名 称] 株式会社パシフィックシステム
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>避難行動要支援者管理システムは、災害時及び緊急時において避難支援が必要な要支援者等の情報を的確に把握し、平常時の見守り活動、災害時の速やかな安否確認及び避難等の体制を確立することを目的に導入している。</p> <p>当該システムは、株式会社パシフィックシステムにより導入された独自のシステムであり、住民基本台帳情報、障がい者情報、要介護者情報、難病患者情報、民生委員情報等の様々な要支援者に関する情報及び地図情報等が統合されるよう設計されている。</p> <p>さらに、要支援者に関する現住所情報や緊急連絡先などの機密情報もシステム内部に蓄積されているほか、出力様式等も本市用に独自改良が加えられており、システム内容に精通している同事業者でなければシステム障害に迅速に対応することはできない。</p> <p>以上の理由により、同事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月14日
契 約 金 額	1, 8 8 1, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	23
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)		
契 約 案 件 名	低所得世帯等に対する価格高騰重点支援給付金に係る口座振込事務取扱契約		
案 件 の 概 要	低所得世帯等に対する物価高騰重点支援給付金を支給するため、口座振込の事務を委託するもの		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市橘通東4丁目3番5号 [名 称] 株式会社宮崎銀行		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	<p>本業務は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するため、口座振込の事務を委託するものである。</p> <p>上記事業者は、本市の指定金融機関である、公金の支払い事務を取り扱える唯一の金融機関である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>		
契 約 締 結 日	令和5年7月18日		
契 約 金 額	執行見込総額		2, 7 8 3, 0 0 0 円
	単価契約	単価 予定数量	合計
	振込手数料	110 円 25300 件	2, 783, 000

令和5年度 随意契約理由書

番号	24
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場中継ポンプ及びフロートスイッチ取替修繕
案 件 の 概 要	都城運動公園野球場敷地内に設置されている中継ポンプ及びフロートスイッチの取替修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城運動公園野球場側駐車場に埋設されている中継ポンプは、野球場のトイレの汚水を汲み上げ下水道に流しており、水位の変化による浮力でフロート（浮き球）が動くフロートスイッチにより、排水ポンプの起動や停止を行っている。</p> <p>中継ポンプやフロートスイッチは、設置後45年以上が経過しており、老朽化が著しく度々動作不良が発生しており、いつ使用不能となってもおかしくない状況である。</p> <p>故障が発生した場合、野球場のトイレが使用できなくなり、施設の利用を中止せざるを得なくなってしまうため、施設利用者への影響を考慮すると、事前の対応が求められる。</p> <p>また、都城運動公園は現在、令和9年に開催される国民スポーツ大会に向けた整備が行われており、令和5年11月頃から都城運動公園野球場側の駐車場整備が開始する。10月にはフェニックスリーグが実施される予定であり、整備やイベントへの影響を考慮し、早急な対応が求められる。</p> <p>上記事業者は当該設備が動作不良を起こした際に点検等を行っており、ポンプ室の設備や配管等を十分熟知している。また、中継ポンプの取替の際に必要な、汚水の汲み取り作業を実施できる市内唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、確実かつ早急な対応が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月20日
契 約 金 額	1, 3 8 9, 3 1 7 円

令和5年度 随意契約理由書

番号 25

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)																				
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第 4 弾) 保管・配送等業務委託																				
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第 4 弾) 保管・配送等業務を委託するもの。																				
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市生目台西三丁目 4 番地 2 [名 称] 宮崎総合警備株式会社																				
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市プレミアム付スマイル商品券(第4弾)(以下「商品券」という。)事業の実施にあたり、事業期間中の商品券の保管及び、販売業務を担う郵便局各局への配送等を行うものである。</p> <p>本契約は商品券の保管業務及び配送業務があり、それぞれの単価は各事業者によって異なる。</p> <p>そこで、それぞれの単価に予定数量を乗じて得た額の合計額について、総合的に最も有利な価格を提示した事業者と契約するために、競争入札に代え、二者での見積合せを行うことにより決定することとした。</p> <p>見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>																				
契 約 締 結 日	令和5年7月24日																				
契 約 金 額	<p>執行見込総額 1, 1 3 4, 6 7 2 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>複数単価契約</th> <th>単価</th> <th>予定数量</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市への商品券引き取り料1回(車1台)当たり</td> <td>66000円</td> <td>4回</td> <td>264,000</td> </tr> <tr> <td>商品券保管料1日当たり</td> <td>1254円</td> <td>168日</td> <td>210,672</td> </tr> <tr> <td>市内郵便局への商品券配送料1回(1局)当たり</td> <td>4400円</td> <td>135回</td> <td>594,000</td> </tr> <tr> <td>市への商品券返却料1回(車1台)当たり</td> <td>66000円</td> <td>1回</td> <td>66,000</td> </tr> </tbody> </table>	複数単価契約	単価	予定数量	合計	市への商品券引き取り料1回(車1台)当たり	66000円	4回	264,000	商品券保管料1日当たり	1254円	168日	210,672	市内郵便局への商品券配送料1回(1局)当たり	4400円	135回	594,000	市への商品券返却料1回(車1台)当たり	66000円	1回	66,000
複数単価契約	単価	予定数量	合計																		
市への商品券引き取り料1回(車1台)当たり	66000円	4回	264,000																		
商品券保管料1日当たり	1254円	168日	210,672																		
市内郵便局への商品券配送料1回(1局)当たり	4400円	135回	594,000																		
市への商品券返却料1回(車1台)当たり	66000円	1回	66,000																		

令和5年度 随意契約理由書

番号	26
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホールセキュリティシステム修繕
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホールのセキュリティシステムのうちセンター装置の監視端末等を交換修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区冷泉町2番1号 [名 称] アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城市総合文化ホールのセキュリティシステムについては、今回交換修繕を行うセンター装置の監視端末等を含め同ホール専用の仕様となっている。</p> <p>上記業者は、同ホールのセキュリティシステム設備全般を当初から設計・施工に携わっているため、システム全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。</p> <p>また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証が受けられなくなるおそれもある。</p> <p>さらに、上記事業者は、セキュリティシステム設備について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的保守点検に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月25日
契 約 金 額	55,000,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	27
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	単災測 第1号 大川毛・鶴戸線測量設計業務委託
案 件 の 概 要	令和5年7月豪雨の影響による道路災害復旧工事のための測量設計を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大工三丁目155番地 [名 称] 株式会社国土開発コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本業務は、令和5年7月2日から4日までの梅雨前線豪雨により発生した道路災害復旧のための測量設計業務委託である。</p> <p>被災については、被災メカニズムが通常の豪雨被害と異なり、地下空洞へ土砂が流出し道路に陥没被害が生じて道路が通行できない状況である。</p> <p>当被災案件は、通常の災害復旧手続き及び被災メカニズムが異なる特殊な案件である。</p> <p>通常の災害申請手続きと異なる点として事前に国と協議を行う必要があり、この事前協議時点において、復旧工法を確定しておく必要があるため行政機関（県においても作業が必要）での資料整理等考慮すると調査期間が、通常災害復旧より半分以上短いものとなる。</p> <p>短期での調査設計を必要とする事から、競争入札に付する時間が無く、特殊な被災状況のため一定の見識があるものでなければ実施は不可能である。</p> <p>その点、上記業者は、高崎町内で地下隧道崩落の調査を実施しており、地質的特性に熟知している事及び過去に高崎町内の同様な地下空間への土砂流出案件の経験がある。また、当案件同様の災害復旧事前協議案件も経験があり事業の特性等についても精通しており、業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月25日
契 約 金 額	8, 0 7 4, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	28
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城メンチプロジェクト推進事業伴走支援業務委託
案 件 の 概 要	都城メンチを観光資源とするプロジェクトを推進するに当たっての伴走支援業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 [名 称] 株式会社博多大丸
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、令和5年度の観光庁事業「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」（以下「観光庁事業」という。）補助金を活用し、都城メンチを観光資源とするプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を推進するに当たって必要となる伴走支援を実施するものである。</p> <p>本件の実施に当たっては、本市と連携して令和4年度より本プロジェクトに取り組んでいる上記事業者でなければ、本件の成り立ち、本プロジェクトに取り組む背景、本プロジェクトに関わる事業者の状況やこれまでの取組内容や取り組む姿勢といった詳細までを把握することができず、本プロジェクトを円滑に進めることができない。</p> <p>また、上記事業者であれば、その時の状況に応じ、本プロジェクトの推進に当たって必要となる工程から逆算した最適な取組事項に適宜修正を行い、かつ、今年度に到達すべき状況を達成することができる。</p> <p>さらに、本件は、先に、観光庁事業補助金の活用について、交付申請手続きを実施し、他者も含めた見積書を徴取しているが、上記事業者が提出した見積金額は、他者の見積金額と比べ、有利な価格であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月25日
契 約 金 額	11,000,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	29
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	大丸関係催事出展に係る調整業務等業務委託
案 件 の 概 要	都城メンチの対外的PRを目的として、催事出展に係る調整業務等を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番1号 [名 称] 株式会社博多大丸
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>都城メンチプロジェクト推進事業の施策の一つとして都城メンチの全国への情報発信を目的として、広報・広告効果の高い大丸関係の催事に都城メンチブースを出展する。</p> <p>本件は催事出展に係る調整業務等を委託するものである。</p> <p>上記事業者は本市と連携して令和4年度より本プロジェクトに取り組んでおり、本件の成り立ち、本プロジェクトに取り組む背景、これまでの取組内容や取り組む姿勢といった詳細までを把握している。</p> <p>また、昨年度においても博多大丸で開催された大型催事に都城メンチブースとして出展しており、対外的に都城のご当地グルメとして認識してもらうためには継続的に出展していく必要がある。</p> <p>以上の理由により、本プロジェクトを熟知し、かつ広報・広告効果の高い有名百貨店催事に出席できるよう、調整等が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月25日
契 約 金 額	1, 1 0 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	30
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 都市計画課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 2 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市土木GIS土地利用データ変更等業務委託
案 件 の 概 要	土地利用の見直し等により生じた都市計画決定の内容を、土木GISに反映するため、都市計画情報に関するデータの作成や変更及びシステムの設定変更等を行う業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目10番20号 [名 称] 株式会社パスコ 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市土木GIS（以下「システム」という。）で利用する関連データの作成や変更及び設定変更を含むシステムの調整を行うものである。当該システムは、土木部や上下水道局が保有する重要なデータや他のシステムとの連携で運用しており、上記事業者が開発、導入及び設定を行っている。</p> <p>本業務の履行は、システムの安定的な稼動を維持するために、システムに関する専門的な知識を有することや、設定内容を十分に理解している必要があり、システムの開発、導入及び設定を行った事業者でなければ、適切かつ確実な履行が期待できない。仮に、他の事業者が本業務を履行した場合は、他のシステムとの連携障害、トラブル発生時の迅速な対応が難しく、行政事務に支障がでるおそれがある。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月25日
契 約 金 額	1, 265, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	31
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 納税管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 6 (直通)
契 約 案 件 名	地方たばこ税、入湯税の電子申告手続の拡充に係る初期導入業務委託
案 件 の 概 要	地方税共通納税システムの税目拡大に伴い、地方たばこ税、入湯税の電子申告及び電子納付を対象とするため、新たに構築されるソフトウェア等の導入に係る設定を業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地 [名 称] 株式会社 T K C
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）は、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムである。住民税の賦課資料データの送受信、法人市民税や固定資産税（償却資産）の電子申告の受付及び審査等が全てこのシステムで行われている。</p> <p>本業務は、令和5年10月から税目拡大される地方たばこ税、入湯税等を対象とするため、新たに構築されるソフトウェア等の導入に係る設定を実施し、eLTAX及び基幹システム（アクロシステム）の連携作業を行うものである。</p> <p>本システムは上記事業者が開発及び導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、行政事務に支障が出るおそれがある。さらに、本業務の履行後にシステムの不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月27日
契 約 金 額	550,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	32
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高崎福祉保健センター調光操作卓劣化部品取替修繕
案 件 の 概 要	高崎福祉保健センター照明設備の調光操作卓の劣化部品を交換するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市中央区大名1-14-45 [名 称] 丸茂電機株式会社 福岡営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、高崎福祉保健センター多目的ホールに設置している照明設備の調光操作卓の部品が、経年により劣化しているため交換をするものである。</p> <p>上記事業者は、当該設備の設置事業者であり、また保守点検の事業者でもあるため、設備全般に精通しており、施工後の監視・点検体制もスムーズに行える。</p> <p>仮に他事業者が本修繕を行った場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、事故等が発生した際の責任の所在が不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月28日
契 約 金 額	957,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	33
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 保護課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 4 (直通)
契 約 案 件 名	令和5年度生活保護システム改修業務委託
案 件 の 概 要	令和5年10月からの基準改定に対応できるよう生活保護基幹システム「ウエルタス」の改修を行うもの。併せて、国への報告事項となっている調査項目の変更に対応した改修も行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通1丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>生活保護費の支給額の基準に関しては国が定めている。5年毎に基準改定を実施しており、本年度が該当年度（施行：令和5年10月）になっている。現在、本市の保護費については生活保護基幹システム（ウエルタス：行政システム九州）を使用し算定及び支給等を行っている。</p> <p>本案件を実施するためには、既に本市で導入及び稼働している生活保護基幹システム「ウエルタス」の改修を行う必要があり、これにはウエルタスの機序について熟知しており、機能を損なうこと等なく契約の目的を達成できること、改修時及びその後における故障や不具合等に適切な対処ができることが求められる。</p> <p>ウエルタスについては、導入時のみでなく、保守点検においても上記事業者と契約している。ウエルタスに携わり、その機序に熟知している同事業者でなければ本案件の適切かつ確実な履行は期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月28日
契 約 金 額	1, 1 8 8, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	34
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)												
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第4弾) 販売業務委託												
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業 (第4弾) に伴い、プレミアム付商品券の販売を行う												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 熊本県熊本市中央区城東町1-1 [名 称] 日本郵便株式会社 九州支社												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>プレミアム付商品券の販売に当たっては、購入対象者が全市民であることから販売場所には配慮しなければならない。また、販売時の混雑を緩和することも重要である。そのためには、都城市内に幅広く拠点を持つ事業所を選定する必要がある。</p> <p>また、金券である商品券の保管・販売を行うため、セキュリティの高さや事務処理の精度が高い金融機関であることが望ましい。</p> <p>上記事業者は、都城市内に27ヵ所ある金融機関である。郵便窓口においては、営業時間が9時から17時までとなっており、購入対象者の利便性が図られる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和5年7月28日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">17,600,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding: 2px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">単価契約</td> <td style="padding: 2px;">単価</td> <td style="padding: 2px;">予定数量</td> <td style="padding: 2px;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">商品券1セット</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">110円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">160000セッ</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">17,600,000</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	執行見込総額	17,600,000円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">単価契約</td> <td style="padding: 2px;">単価</td> <td style="padding: 2px;">予定数量</td> <td style="padding: 2px;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">商品券1セット</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">110円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">160000セッ</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">17,600,000</td> </tr> </table>	単価契約	単価	予定数量	合計	商品券1セット	110円	160000セッ	17,600,000	
執行見込総額	17,600,000円												
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">単価契約</td> <td style="padding: 2px;">単価</td> <td style="padding: 2px;">予定数量</td> <td style="padding: 2px;">合計</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">商品券1セット</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">110円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">160000セッ</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">17,600,000</td> </tr> </table>	単価契約	単価	予定数量	合計	商品券1セット	110円	160000セッ	17,600,000					
単価契約	単価	予定数量	合計										
商品券1セット	110円	160000セッ	17,600,000										

令和5年度 随意契約理由書

番号	35
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	山田温泉源 水中ポンプ修繕
案 件 の 概 要	山田温泉源の源泉水中ポンプ修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県日置市伊集院町麦生田556番地2 [名 称] 長井地下開発株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、3年ごとの定期修繕として、山田温泉源の源泉水中ポンプ修繕を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、源泉井戸及びポンプ設備双方の状況を確認しながらの対応が要求されるため、建設時における温泉掘削及び揚湯ポンプ設置工事を施工した上記事業者の専門的知見及びノウハウが必要である。</p> <p>また、上記事業者は、当該源泉設備の保守点検を受託しており、本業務の迅速な履行及び万が一の不測事態の対応も適切に行える。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月28日
契 約 金 額	5, 241, 500円

令和5年度 随意契約理由書

番号	36
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市リサイクルプラザ手選別室気化式冷風機賃貸借
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザ手選別室の故障した空調機の代わりとして、気化式冷風機の賃貸借を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市神之山町2449番地1 [名 称] 太陽建機レンタル株式会社 都城支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>手選別室の空調機が故障したため修繕作業を開始したところ、当初の箇所に加えて他の箇所も故障しており、部品調達および作業の追加により時間を要することが判明した。</p> <p>修繕完了までの間、冷風機の貸借により対応することとしたが、昨今の酷暑で手選別室内は気温が上昇し、空調機がないと業務に著しい支障が生じるため早急な対応が必要であり、競争入札に付する時間がない。</p> <p>上記事業者は、当該施設の現場確認の上で参考見積書を提出してもらっており、賃貸借の早急な対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月31日
契 約 金 額	499,620円

令和5年度 随意契約理由書

番号	37
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)																								
契 約 案 件 名	インフルエンザ予防接種業務委託																								
案 件 の 概 要	都城市内に住所を有する65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者で、該当する基礎疾患を有する者に対するインフルエンザ予防接種業務を委託するもの																								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会																								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>高齢者がインフルエンザに罹患した場合、重症化するリスクが高い。そのリスクに対して予防接種は効果的な方法であり、個人の予防のみでなく、インフルエンザまん延の防止にもつながる。このため、市内の高齢者が、身近な医療機関で接種できる体制を確保する必要がある。しかし、市には、市内のどの医療機関がインフルエンザ予防接種を実施できるのか、また、受入可能件数がどの程度あるのか等の情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、市郡内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																								
契 約 締 結 日	令和5年7月31日																								
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">105,530,695</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一般</td> <td style="text-align: right;">3197円</td> <td style="text-align: right;">30385</td> <td style="text-align: right;">97,140,845</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">生活保護法による被保護世帯の者</td> <td style="text-align: right;">4597円</td> <td style="text-align: right;">450</td> <td style="text-align: right;">2,068,650</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">予診票により接種不可となった者</td> <td style="text-align: right;">2370円</td> <td style="text-align: right;">60</td> <td style="text-align: right;">142,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事務手数料</td> <td style="text-align: right;">200円</td> <td style="text-align: right;">30895</td> <td style="text-align: right;">6,179,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	105,530,695			複数単価契約	単価	予定数量	合計	一般	3197円	30385	97,140,845	生活保護法による被保護世帯の者	4597円	450	2,068,650	予診票により接種不可となった者	2370円	60	142,200	事務手数料	200円	30895	6,179,000
執行見込総額	105,530,695																								
複数単価契約	単価	予定数量	合計																						
一般	3197円	30385	97,140,845																						
生活保護法による被保護世帯の者	4597円	450	2,068,650																						
予診票により接種不可となった者	2370円	60	142,200																						
事務手数料	200円	30895	6,179,000																						

令和5年度 随意契約理由書

番号	38
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農政課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 8 (直通)
契 約 案 件 名	事業用定期借地権設定契約
案 件 の 概 要	都城市公設地方卸売市場における水産加工場事業用地として賃貸借するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市新別府町雀田1185番地 [名 称] 有限会社丸哲
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、水産加工場建設事業として、事業用定期借地権設定契約を締結するものである。</p> <p>本業務の履行にあたっては、都城市公設地方卸売市場の水産物部の活性化を目的として、市場敷地の一部を有償による貸付けを行い、民間事業者等の柔軟な発想による企画・提案を幅広く受け入れた水産加工場の建設及び市場からの仕入れを行ってもらうために、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年2月10日に公募し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1者による提案書に基づく土地貸付審査を3月16日に実施した。</p> <p>土地貸付審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月31日
契 約 金 額	25,680,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	39
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	農村地域防災減災事業（調査計画）山仁田地区 調査計画業務委託
案 件 の 概 要	農村地域防災減災事業「山仁田地区」の事業申請に向けて、構想設計・経済効果の算定・事業計画書の作成を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町388番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>構想設計を行うに当たっては、都城市の長期計画、地域営農構想、農村地域防災減災推進計画等を踏まえながら、地区の課題や地元農家の意向を十分把握した上で、事業制度が求める整備水準との整合を図る必要がある。また、整備計画、維持管理計画、事業費算定、経済効果算定等のハード部門を総合的に勘案し、地区に最適な事業計画とする必要がある。</p> <p>このためには、業務についての専門知識はもとより、豊富な経験等が求められ、事業計画書作成から地元合意形成など、事業採択までの長期の業務における地元関係者や市との綿密な連携が重要となる。</p> <p>よって、委託先の選定に当たっては、計画概要書作成実績、事業計画書作成実績、国・県のヒアリング対応、委託完了後のフォローアップ等を十分考慮する必要がある。これらの技術や実績は、民間コンサルタントにはなく、上記団体のみが経済効果算定、事業計画書・申請書類作成等のノウハウを有し、本業務における適切かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月31日
契 約 金 額	3,905,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	40
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市議会運営管理システム更新事業業務委託
案 件 の 概 要	都城市議会運営管理システム更新業務を委託し、議会放送や議会運営を行うための制御システム及び議場カメラ並びに音響設備等から構成する都城市議会運営管理システムの更新の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目1番16号 [名 称] 西日本電信電話株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市議会運営管理システム更新事業業務委託である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年4月18日にプロポーザルの実施を公表し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、当該事業者による技術提案書に基づくプレゼンテーション審査を6月16日に実施した。</p> <p>プレゼンテーション審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき技術審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年7月31日
契 約 金 額	25,080,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	41
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市物産振興拠点施設整備事業 特殊郵便ポスト等設置業務
案 件 の 概 要	都城市物産振興拠点施設整備事業特殊郵便ポスト等設置業務
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市乙房町1527-1 [名 称] 有限会社キャンバン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、都城市物産振興拠点施設に整備される特殊郵便ポスト等の製作及び設置業務を行うものである。</p> <p>本件の履行に当たっては、設置後の維持管理への配慮など、様々な仕様を高い水準で求めるものであるため、限られた事業費を最大限に有効活用するべく、様々な事業者からの具体的な企画提案を広く受け付けることのできる、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年6月29日に都城市ホームページにて公募を行い、上記事業者1者から応募があった。その後、提出書類（参加表明書、技術提案書等）の内容に基づく書類審査（一次審査）、プレゼンテーション審査（二次審査）を実施した。</p> <p>審査の結果、上記事業者に対する評価が基準点を超えたため、当該プロポーザルの優先交渉者である同者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月1日
契 約 金 額	8, 5 4 7, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	42
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)								
契 約 案 件 名	市政PR広報業務								
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知するもの								
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター								
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、市政広報の一環として、新聞紙面に市政をPRする広告を掲載し、市政を広く周知するものである。</p> <p>そのためには、本市で最多の発行部数を誇る宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的である。</p> <p>なお、宮崎日日新聞社への広告掲載については、上記事業者が同新聞社広告代理店となっている。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>各新聞社の市内販売部数（令和5年6月時点）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1. 宮崎日日新聞</td> <td>23,560部</td> </tr> <tr> <td>2. 読売新聞</td> <td>4,257部</td> </tr> <tr> <td>3. 朝日新聞</td> <td>3,090部</td> </tr> <tr> <td>4. 毎日新聞</td> <td>2,811部</td> </tr> </table>	1. 宮崎日日新聞	23,560部	2. 読売新聞	4,257部	3. 朝日新聞	3,090部	4. 毎日新聞	2,811部
1. 宮崎日日新聞	23,560部								
2. 読売新聞	4,257部								
3. 朝日新聞	3,090部								
4. 毎日新聞	2,811部								
契 約 締 結 日	令和5年8月1日								
契 約 金 額	1,237,500円								

令和5年度 随意契約理由書

番号	43
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 職員課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	都城市人事給与システム改修業務委託
案 件 の 概 要	地方公務員法の一部を改正する法律（地方公務員の定年引上げ）に伴い、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げることを踏まえ、役職定年制・定年前再任用短時間勤務制の導入に対応するための人事給与システム改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市中村東三丁目5-2 南興ビル201 [名 称] パステムソリューションズ株式会社 宮崎営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、地方公務員法の一部を改正する法律（地方公務員の定年引上げ）に伴い、地方公務員の定年が60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引上げることを踏まえ、役職定年制・定年前再任用短時間勤務制の導入に対応するため、人事給与システム（以下「システム」という。）の改修業務を委託するものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が導入したものであり、保守業務も同事業者に委託を行っているため、システムの現状をよく把握している同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に他の事業者の本業務を委託した場合、システム改修の確実な実施は困難であり、給与処理事務に支障をきたすおそれが高い。また、導入と改修の事業者が異なることにより責任の所在が不明確となりシステムトラブルが起こった場合の迅速な対応も期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月2日
契 約 金 額	4, 1 8 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	44
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)														
契 約 案 件 名	イオンレジ加盟店申込書兼ポータルサイト利用申込書														
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という、）の一つである上記事業者が運営する「イオンフィナンシャルサービス」に本市ふるさと納税の申込フォームを開設するもの														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区神田錦町3丁目22番地 [名 称] イオンフィナンシャルサービス株式会社														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイト経由が主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。</p> <p>その点、大手ポータルサイトの一つである「イオンフィナンシャルサービス」は、国内有効会員数が約3,009万人であり、イオン系列店舗を利活用して、リアルでの販促や告知を行うことが可能である。</p> <p>上記の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>														
契 約 締 結 日	令和5年8月2日														
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">1,500,000円</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>寄附金額の10%（税別）</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			執行見込総額	1,500,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	寄附金額の10%（税別）	円		
執行見込総額	1,500,000円														
単価契約	単価	予定数量	合計												
寄附金額の10%（税別）	円														

令和5年度 随意契約理由書

番号	45
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本館1階多目的トイレ介護リフト設置業務委託
案 件 の 概 要	本館1階多目的トイレに介護リフトを設置するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市鷹尾1-27-11-2 [名 称] 株式会社マキタ義肢製作所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
	<p>本業務は、本館1階多目的トイレ介護リフト設置業務である。</p> <p>本業務の履行に当たっては、多目的トイレ用介護リフトという専門性が高い業務のため、介護保険制度や障害福祉制度に熟知し、設置実績のある業者である必要がある。</p> <p>しかし、それらの要件を満たす事業者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月3日
契 約 金 額	846,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	46
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	四方面山紅葉の森維持管理業務委託
案 件 の 概 要	山田町山田四方面山整備区域の下草整備に関する業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務を実施するためには、通常の草刈り業務等とは異なり、造林・育林作業等の特殊な技術及び労務の確保を必要とし、かつ、山林という現場に精通していなければならず、受注者には経験豊富な人材と組織力が求められる。</p> <p>上記事業者は、類似業務に豊富な実績を有し、本業務の受注者として必要な上記の条件を満たし、確実な業務遂行が可能な唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月3日
契 約 金 額	1, 7 4 2, 4 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	47
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 0 2 (直 通)												
契 約 案 件 名	都城市合同金婚式記念品												
案 件 の 概 要	都城市合同金婚式における記念品の購入												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5225番地1 [名 称] 株式会社ココニクル都城												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>合同金婚式の記念品選定にあたっては、一定の金額で、高齢者夫婦の方々を使用されるもの、お祝い品として相応しいもの及び均一な品質の確保ができ大量注文に対応できるものという3つの条件を満たす必要がある。</p> <p>また、本契約においては、地場製品の選定及び配送並びに祝状及び記念写真の配送作業を確実に履行可能な事業者と契約する必要がある。</p> <p>この点、上記事業者は、管理運用規程中に「都城市及び北諸県郡内で生産される商品の商品力の向上及び販売力強化を図るため」として設立された株式会社であることから、本市全域の特産品及び地場製品についての豊富な情報と多くの取引先を有し、かつその業務内容においても公益性があり、当該福祉事業の趣旨に合致している。</p> <p>以上の理由により、上記事業者が契約の相手方として最も適していると認められるため、同事業者と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和5年8月3日												
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">1,980,000円</td> </tr> <tr> <td>単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>都城市合同金婚式記念品別記仕様書のとおり</td> <td>3,960円</td> <td>500セツ</td> <td>1,980,000</td> </tr> </table>	執行見込総額	1,980,000円			単価契約	単価	予定数量	合計	都城市合同金婚式記念品別記仕様書のとおり	3,960円	500セツ	1,980,000
執行見込総額	1,980,000円												
単価契約	単価	予定数量	合計										
都城市合同金婚式記念品別記仕様書のとおり	3,960円	500セツ	1,980,000										

令和5年度 随意契約理由書

番号	48
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)																		
契 約 案 件 名	都城市市営墓地内一般廃棄物収集運搬業務委託																		
案 件 の 概 要	都城市市営墓地内一般廃棄物収集運搬業務を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町 2 1 5 9 番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、お盆の墓参者が増加する時期において、市営墓地内の一般廃棄物を収集運搬及び処分するものである。</p> <p>一般廃棄物処理においては、収集運搬料と処分料が必要となり、それぞれの単価は各事業所で異なるため、個々の表示価格だけでは比較できない。</p> <p>そこで、それぞれの単価に予定数量を乗じて加算し、総合的に最も有利な価格を提示した事業者と契約するために、競争入札に代え、当該5者での見積合わせを行うことにより決定することとした。</p> <p>見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年8月4日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">5 5 8 , 0 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物 (収集運搬)</td> <td style="text-align: right;">88,000 円</td> <td style="text-align: right;">6 日</td> <td style="text-align: right;">528,000</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物 (処分)</td> <td style="text-align: right;">5 円 6 , 0 0 0 kg</td> <td></td> <td style="text-align: right;">30,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	5 5 8 , 0 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	一般廃棄物 (収集運搬)	88,000 円	6 日	528,000	一般廃棄物 (処分)	5 円 6 , 0 0 0 kg		30,000
執行見込総額	5 5 8 , 0 0 0 円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
一般廃棄物 (収集運搬)	88,000 円	6 日	528,000																
一般廃棄物 (処分)	5 円 6 , 0 0 0 kg		30,000																

令和5年度 随意契約理由書

番号	49
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	かかしの里ゆぼっぽ家族湯浴室空調機取替修繕
案 件 の 概 要	かかしの里ゆぼっぽの家族湯浴室空調機を取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上水流町2482番地1 [名 称] 有限会社宮電
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務はかかしの里ゆぼっぽの家族湯浴室空調機を取替修繕するものである。</p> <p>かかしの里ゆぼっぽ家族湯棟には、合計12部屋の家族湯があり、うち7号室と8号室については、令和5年7月17日にエアコン及び室外機が故障したため、営業を休止している。</p> <p>現在は残る10部屋の家族湯を稼働させ営業しているものの、現在が夏休み期間中であり利用者が多い時期であるため、稼働させている部屋数がすでに足りておらず、さらにはこれからお盆の時期を迎え、家族湯利用のピークを迎えるにあたり、10部屋の稼働では対応が非常に厳しく、利用者へのサービス低下を招く恐れがある。</p> <p>そのため、エアコン2台及び室外機1台の早急な修繕を行い、2部屋を再稼働させる必要があるが、上記事業者は、いち早く現場を確認した事業者であり、応急処置及び現地調査を行っているため、施設の現状を熟知している。また、修繕に必要な部材等についても早急に手配でき、早ければ8月上旬には修繕の完了が見込める。</p> <p>以上の理由により、本業務を適切かつ早急に履行可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月4日
契 約 金 額	641,300円

令和5年度 随意契約理由書

番号	50
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市ファンの集い等企画運営等業務委託
案 件 の 概 要	本業務は、都城会場で開催する市民向けイベントまた、東京会場で開催する都城市ファン向けイベントの実施業務を委託するものです。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5 読売新聞西部本社 6F [名 称] 株式会社読売西部アイエス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城会場で開催する市民向けイベントまた、東京会場で開催する都城市ファン向けイベントの実施業務を委託するものであり、イベント全般に係る企画運営業務から、会場設営及び撤去業務等までを総合的に実施するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、市内と東京の2会場でのイベント開催となり、市内外から多数のお客様がそれぞれの会場ごとの目的を持って参加することから、その安全性や企画内容について高い水準を満たすものでなければならず、これら複合的な仕様を高い水準で求める必要があり、限られた事業費を最大限に有効活用するために、様々な事業者からの具体的な企画提案を広く受け付けることのできる公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年5月31日に公募により通知し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を7月3日に実施した。</p> <p>プレゼンテーション審査では、企画提案内容や業務実施体制を評価項目とした企画審査と、価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月7日
契 約 金 額	19,498,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	51
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直 通)
契 約 案 件 名	令和5年度都城市立美術館空調設備修繕
案 件 の 概 要	空調設備長期修繕計画に基づき、美術館に設置されているチラー（冷却水循環装置）及び冷温水ポンプの交換修繕を行なうもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡市博多区堅粕3丁目14番7号 [名 称] 日本空調サービス株式会社 九州支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、美術館に収蔵してある美術作品を、適正に保存するための空調設備において、長期修繕計画に基づき修繕を行うものである。</p> <p>美術作品の保存環境において、空調は、作品の寿命を大きく左右するものであり、空調設備の制御・精度については、東京文化財研究所の指導に基づき、湿度優先で行い、展示室：温度$22 \pm 3^{\circ}\text{C}$、湿度55% 収蔵庫：$22 \pm 2^{\circ}\text{C}$、湿度55%になるよう制御している。</p> <p>今回、長期修繕計画に基づき、チラー（冷却水循環装置）の交換修繕を行うものであり、業務履行中、停電が伴う作業となる。</p> <p>上記事業者は、美術館の空調設備保守点検業務を受託しており、本業務の迅速な履行及び万が一の不測事態の対応も適切に行える。</p> <p>さらに、仮に他の事業者が本業務を実施した場合、その後に発生した空調設備の不具合について責任の所在が不明確となるおそれもある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月7日
契 約 金 額	6, 2 2 6, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	52
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直 通)
契 約 案 件 名	第2明道フレンドシップ児童クラブ 空調機取替修繕
案 件 の 概 要	第2明道フレンドシップ児童クラブの空調機不良による取替修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市志比田町4509番地1 [名 称] 有限会社四季設備
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>第2明道フレンドシップ児童クラブは明道小学校の余裕教室を利用した児童クラブである。そのクラブの空調機は、令和元年度に他の施設から移設された物であり、10年程経過したものと推定される。</p> <p>最近は気温も高く、熱中症の危険性が極めて高くなる中、空調機故障により部屋の室温が下がらない状況である。子ども達が安心・安全に過ごせる環境を確保するため、早急に修繕を行う必要があり、競争入札に付する時間がない。</p> <p>以上のことから、移設をした上記業者に問い合わせたところ、早急な対応が可能とのことで、随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月8日
契 約 金 額	605,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	53
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券（第4弾）取扱店舗一覧表示広告業務
案 件 の 概 要	スマイル商品券の取扱店舗一覧表（配布用）を郵便局内に設置し、商品券の購入者等に周知するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都新宿区高田馬場1丁目16番30号 [名 称] 株式会社キッズプロモーション
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市プレミアム付スマイル商品券（第4弾）（以下「商品券」という。）を取り扱うことができる店舗を、商品券の購入者等に広く周知するため、配布用の取扱店舗一覧表を郵便局内に設置するものである。</p> <p>取扱店舗の購入者等への周知は、商品券の販売窓口である市内郵便局にて行うことが最も効果的である。</p> <p>そのため、日本郵便株式会社が指定した広告代理店である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月8日
契 約 金 額	594,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	54
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	観音さくらの里温水ボイラー取替修繕
案 件 の 概 要	観音さくらの里の温水ボイラーを取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>観音さくらの里に設置されている温水ボイラーについては、耐用年数を過ぎており、水漏れ等の不具合が生じているため、取替の必要性が生じている。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、温泉設備の保守を統一的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万一トラブル等があった場合は、施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、住民サービスの低下につながりかねないため、正確かつ確実な施工が求められる。</p> <p>この点、上記事業所は、観音さくらの里の温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施行した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するもの。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月8日
契 約 金 額	2, 5 8 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	55
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 美術館 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 5 - 1 4 4 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市美術展作品展示撤去等業務委託
案 件 の 概 要	都城市美術展において出品された作品の展示及び撤去業務委託
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通2丁目6番18号NMビル9階 [名 称] 日本通運株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市立美術館で開催される市美術展に出品される作品の展示及び撤去を行うものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、美術作品の取扱いに熟練した専門的職員を有していることが必要である。</p> <p>しかし、これらの要件を満たす事業者は、九州管内において2者のみとなっており、都城市の競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者は1者しかいない。</p> <p>そこで、受注事業者については、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月8日
契 約 金 額	722,840円

令和5年度 随意契約理由書

番号	56
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市斎場火葬炉設備機器修繕
案 件 の 概 要	都城市斎場の火葬炉設備機器の修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 富山県富山市奥田新町12番3号 [名 称] 株式会社 宮本工業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市斎場の火葬炉設備（排風機、炉圧ダンパー、冷却器、炉内台車）の修繕を行うものである。</p> <p>これらの火葬炉設備は、上記事業者の設計仕様に基づき施工している極めて特殊な設備である。</p> <p>このため、仮に他の事業者が本業務を履行した場合、点検作業、点検に要する機器及び部品の交換時期の判断、部品の調達等の問題から、火葬炉の使用に著しい支障を来すおそれがあり、また、設置事業者の性能保証も得られない。</p> <p>以上の理由により、火葬炉設備を導入した上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月9日
契 約 金 額	12,540,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	57
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	有水中キュービクル内ブレーカー外取替工事 (雷害)
案 件 の 概 要	有水中学校の受変電設備の落雷による損傷により、電気の使用ができないため、改修工事を行うものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市豊満町551番地5 [名 称] 株式会社ワサダ電気
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>有水中学校の受変電設備が令和5年7月25日の落雷により被災した。上記事業者が調査した結果、受変電設備内のブレーカーの焼損等が判明した。現在、応急的に事故回路のブレーカーの取り外し等を行っており、電気が使用できない状態となっている。</p> <p>教育施設であるため、電気が再び使用できるよう、緊急の対応が必要である。</p> <p>この点、上記事業者は、早急な対応が可能であること、また、令和元年度、同校の空調設置 (電気) 工事を受注し、同校の電気設備について熟知していることから、本業務の迅速な履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月9日
契 約 金 額	2, 5 3 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	58
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	有水中火災受信機取替工事 (雷害)
案 件 の 概 要	有水中学校の消防用設備の落雷による損傷により、火災の警戒ができないため、改修工事を行うものである。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上長飯町57号2番地 [名 称] 株式会社ヤマトボーデン
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>有水中学校の消防用設備が令和5年7月25日の落雷により被災した。上記事業者が調査した結果、火災受信機の損傷が判明した。現在、受信機が正常に機能しておらず、火災に関して未警戒となっている。</p> <p>火災が発生した場合を考えると、緊急の対応が必要である。</p> <p>この点、上記事業者は、早急な対応が可能であること、また、今年度、同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知していることから、本業務の迅速な履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月9日
契 約 金 額	539,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	59
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直 通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館特別展用宣材等制作業務委託
案 件 の 概 要	都城島津伝承館特別展「島津荘～平安・鎌倉期における南九州と都城～」用宣材等制作の業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町1618番地 [名 称] 株式会社都城印刷
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は都城島津伝承館特別展用宣材等制作業務である。 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、3者を対象に指名型コンペ方式により選定を行うこととした。</p> <p>本コンペは、令和5年7月14日に3者に対してコンペの実施を通知し、その結果3者から応募があり、参加資格審査を経て、当該3者による技術提案書に基づく書類審査を8月1日に実施した。本審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格評価及び企画評価を行い、その結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本コンペの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月9日
契 約 金 額	1, 6 7 0, 3 5 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	60
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園野球場スコアボード落雷害による機器復旧修繕
案 件 の 概 要	都城運動公園野球場に設置してあるスコアボードが落雷害により故障したため、部品の取替等の機器復旧修繕を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江2番地 [名 称] 株式会社九南
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件は、令和5年7月8日 都城運動公園野球場スコアボードが落雷により故障したため、部品の取替等の機器復旧修繕を委託するものである。</p> <p>当野球場は、都城市のメイン野球場であり、多くの大会等の予約が入っている。10月にはプロ野球フェニックスリーグの開催も控えており、早急な対応が求められる。</p> <p>上記業者は当野球場のスコアボードの設置事業者であり、これまで当該設備が故障した際の点検及び修繕を行っており、年1回の定期点検も実施しているため、スコアボードの設備を十分熟知している。</p> <p>以上の理由により、確実かつ早急な対応が可能な上記業者と随意契約をするものたである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月10日
契 約 金 額	10,703,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号 61

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 6 3 7 6 (直 通)																																														
契 約 案 件 名	軽自動車税申告書パンチデータ作成業務委託																																														
案 件 の 概 要	軽自動車税申告書のパンチデータ作成業務を委託するもの																																														
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字田吉6307番地2 [名 称] 株式会社ソフトテックス																																														
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、単価契約により複数帳票のデータパンチ業務を委託するものであるが、同一期間内で帳票ごとに別々に処理を行うと、基幹システムへデータの取り込みを行う際にパンチデータ統合時の不具合や、課税ミスに繋がる可能性が高くなる。</p> <p>そのため、落札業者が異なることとなった場合、本業務を一体的に円滑に遂行することが極めて困難になる。</p> <p>このような事態を避けるため、入札に代え、当該3者での見積合わせを行うことにより決定することとし、3者から見積書を徴した結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。</p>																																														
契 約 締 結 日	令和5年8月14日																																														
契 約 金 額	<p>執行見込総額 1, 6 8 6, 7 8 4 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>複数単価契約</th> <th>単価</th> <th>予定数量</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規登録</td> <td>94 円</td> <td>9970 枚</td> <td>937, 180</td> </tr> <tr> <td>名義変更 (義務者) のみ</td> <td>60 円</td> <td>3335 枚</td> <td>200, 100</td> </tr> <tr> <td>名義変更(義務者)+標識番号変更</td> <td>73 円</td> <td>660 枚</td> <td>48, 180</td> </tr> <tr> <td>標識番号変更のみ</td> <td>53 円</td> <td>660 枚</td> <td>34, 980</td> </tr> <tr> <td>その他変更</td> <td>50 円</td> <td>660 枚</td> <td>33, 000</td> </tr> <tr> <td>廃車</td> <td>28 円</td> <td>4420 枚</td> <td>123, 760</td> </tr> <tr> <td>廃車 (義務者変更による)</td> <td>30 円</td> <td>1800 枚</td> <td>54, 000</td> </tr> <tr> <td>廃車 (転出廃車+標識番号変更)</td> <td>34 円</td> <td>300 枚</td> <td>10, 200</td> </tr> <tr> <td>転出廃車 (A 4)</td> <td>78 円</td> <td>720 枚</td> <td>56, 160</td> </tr> <tr> <td>転出廃車 (A 5)</td> <td>39 円</td> <td>920 枚</td> <td>35, 880</td> </tr> </tbody> </table>			複数単価契約	単価	予定数量	合計	新規登録	94 円	9970 枚	937, 180	名義変更 (義務者) のみ	60 円	3335 枚	200, 100	名義変更(義務者)+標識番号変更	73 円	660 枚	48, 180	標識番号変更のみ	53 円	660 枚	34, 980	その他変更	50 円	660 枚	33, 000	廃車	28 円	4420 枚	123, 760	廃車 (義務者変更による)	30 円	1800 枚	54, 000	廃車 (転出廃車+標識番号変更)	34 円	300 枚	10, 200	転出廃車 (A 4)	78 円	720 枚	56, 160	転出廃車 (A 5)	39 円	920 枚	35, 880
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																												
新規登録	94 円	9970 枚	937, 180																																												
名義変更 (義務者) のみ	60 円	3335 枚	200, 100																																												
名義変更(義務者)+標識番号変更	73 円	660 枚	48, 180																																												
標識番号変更のみ	53 円	660 枚	34, 980																																												
その他変更	50 円	660 枚	33, 000																																												
廃車	28 円	4420 枚	123, 760																																												
廃車 (義務者変更による)	30 円	1800 枚	54, 000																																												
廃車 (転出廃車+標識番号変更)	34 円	300 枚	10, 200																																												
転出廃車 (A 4)	78 円	720 枚	56, 160																																												
転出廃車 (A 5)	39 円	920 枚	35, 880																																												

令和5年度 随意契約理由書

番号	62
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)																						
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第4弾) 換金業務委託																						
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第4弾) 換金業務委託を委託するもの。																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市広島2丁目1番31号 [名 称] 株式会社宮崎太陽銀行 ほか 2法人																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市プレミアム付スマイル商品券 (第4弾) (以下「商品券」という。) 事業の実施にあたり、取扱店舗が使用済商品券を上記事業者 (金融機関及び商工会) にて換金等を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するに当たり、取扱店舗の利便性向上、窓口の混雑解消の必要があるが、上記事業者は、市内に多くの支店があり、換金する際の業種、業態にも精通しているため、的確な換金業務を実施できる。</p> <p>また、上記事業者は、これまでにマイナンバーカード取得感謝券及びプレミアム付スマイル商品券 (第1弾～第3弾) でも実績があり、適切かつ確実に業務を行っている。</p> <p>以上の理由により、本業務の的確かつ確実な履行が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>※契約相手方と推定総額については、下記のとおり。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">(事業名)</th> <th style="text-align: center;">(住所)</th> <th style="text-align: center;">(推定総額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社宮崎太陽銀行</td> <td>宮崎市広島2丁目1番31号</td> <td style="text-align: right;">24, 117, 740円</td> </tr> <tr> <td>宮崎第一信用金庫</td> <td>宮崎市橘通東2丁目4-1</td> <td style="text-align: right;">8, 071, 520円</td> </tr> <tr> <td>都北商工会連絡協議会</td> <td>都城市高城町穂満坊306番地</td> <td style="text-align: right;">7, 659, 220円</td> </tr> </tbody> </table>			(事業名)	(住所)	(推定総額)	株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1番31号	24, 117, 740円	宮崎第一信用金庫	宮崎市橘通東2丁目4-1	8, 071, 520円	都北商工会連絡協議会	都城市高城町穂満坊306番地	7, 659, 220円								
(事業名)	(住所)	(推定総額)																					
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎市広島2丁目1番31号	24, 117, 740円																					
宮崎第一信用金庫	宮崎市橘通東2丁目4-1	8, 071, 520円																					
都北商工会連絡協議会	都城市高城町穂満坊306番地	7, 659, 220円																					
契 約 締 結 日	令和5年8月15日																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">39, 848, 480円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>株式会社宮崎太陽</td> <td style="text-align: center;">20円</td> <td style="text-align: center;">1205887枚</td> <td style="text-align: right;">24, 117, 740</td> </tr> <tr> <td>宮崎第一信用金庫</td> <td style="text-align: center;">20円</td> <td style="text-align: center;">403576枚</td> <td style="text-align: right;">8, 071, 520</td> </tr> <tr> <td>都北商工会連絡協議会</td> <td style="text-align: center;">20円</td> <td style="text-align: center;">382961枚</td> <td style="text-align: right;">7, 659, 220</td> </tr> </table>			執行見込総額	39, 848, 480円			単価契約	単価	予定数量	合計	株式会社宮崎太陽	20円	1205887枚	24, 117, 740	宮崎第一信用金庫	20円	403576枚	8, 071, 520	都北商工会連絡協議会	20円	382961枚	7, 659, 220
執行見込総額	39, 848, 480円																						
単価契約	単価	予定数量	合計																				
株式会社宮崎太陽	20円	1205887枚	24, 117, 740																				
宮崎第一信用金庫	20円	403576枚	8, 071, 520																				
都北商工会連絡協議会	20円	382961枚	7, 659, 220																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	63
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山田総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 4 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	単災 第1号 倉平・官行線道路災害復旧工事
案 件 の 概 要	市道倉平・官行線の災害復旧工事のため補強盛土工事を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山田町山田3828番地の2 [名 称] 石原・丸昭特定建設工事共同企業体
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>令和4年9月の台風14号により市道倉平・官行線が被災し、現在、上記事業者は被災区間の災害復旧工事を受注している。</p> <p>本工事は、災害復旧工事の施工区間の前後に補強盛土工を施工するものである。本工事は被災区間の災害復旧工事と一体的な施工が必要であり、現在当該箇所の災害復旧工事を受注中である上記事業者が施工を行うことで、現場が輻輳せず、安全性の確保が期待できる。</p> <p>また同一事業者が施工を行うことで、円滑な工程管理、施工ヤード等の確保、さらには工事に係るコスト縮減にも期待できる。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付するよりも有利と認められるため、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月16日
契 約 金 額	14,916,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	64
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)																																						
契 約 案 件 名	都城市プレミアム付スマイル商品券発行事業 (第 4 弾) 購入引換券配送等業務委託																																						
案 件 の 概 要	都城市プレミアム付スマイル商品券 (第 4 弾) 購入引換券配送等業務を委託するもの。																																						
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町 1 4 番 1 8 号 [名 称] 日本郵便株式会社 都城郵便局																																						
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市プレミアム付スマイル商品券(第4弾) (以下「商品券」という。) 事業の実施にあたり、事業期間中の購入引換券の封入・封緘及び配送業務を行うものである。</p> <p>住民基本台帳を使用し、申込のあった商品券発行対象者を抽出する。配送時とタイムラグが発生するため、その間に転出・転居した者にも確実に届ける必要がある。</p> <p>上記事業者は、期間内に大量の郵便物を確実に取扱うことができ、また、郵便物の転送処理を行うことで、転出・転居者にも配送することができる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																																						
契 約 締 結 日	令和5年8月17日																																						
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">9, 4 5 1, 7 5 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">引換券荷受・入荷検品作業</td> <td style="text-align: right;">2.2 円</td> <td style="text-align: right;">50000 ピー</td> <td style="text-align: right;">110, 000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">封筒荷受・入荷検品作業</td> <td style="text-align: right;">16.5 円</td> <td style="text-align: right;">100 ケー</td> <td style="text-align: right;">1, 650</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">引換券・封筒 ピッキング作業</td> <td style="text-align: right;">3.3 円</td> <td style="text-align: right;">50000 件</td> <td style="text-align: right;">165, 000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">封入・封緘作業</td> <td style="text-align: right;">30.8 円</td> <td style="text-align: right;">50000 件</td> <td style="text-align: right;">1, 540, 000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">輸送費 (引取)</td> <td style="text-align: right;">99000 円</td> <td style="text-align: right;">1 便</td> <td style="text-align: right;">99, 000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">輸送費 (持込)</td> <td style="text-align: right;">71500 円</td> <td style="text-align: right;">4 便</td> <td style="text-align: right;">286, 000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ゆうバケット (厚さ1cmまで)</td> <td style="text-align: right;">145.002 円</td> <td style="text-align: right;">50000 件</td> <td style="text-align: right;">7, 250, 100</td> </tr> </table>			執行見込総額	9, 4 5 1, 7 5 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	引換券荷受・入荷検品作業	2.2 円	50000 ピー	110, 000	封筒荷受・入荷検品作業	16.5 円	100 ケー	1, 650	引換券・封筒 ピッキング作業	3.3 円	50000 件	165, 000	封入・封緘作業	30.8 円	50000 件	1, 540, 000	輸送費 (引取)	99000 円	1 便	99, 000	輸送費 (持込)	71500 円	4 便	286, 000	ゆうバケット (厚さ1cmまで)	145.002 円	50000 件	7, 250, 100
執行見込総額	9, 4 5 1, 7 5 0 円																																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																																				
引換券荷受・入荷検品作業	2.2 円	50000 ピー	110, 000																																				
封筒荷受・入荷検品作業	16.5 円	100 ケー	1, 650																																				
引換券・封筒 ピッキング作業	3.3 円	50000 件	165, 000																																				
封入・封緘作業	30.8 円	50000 件	1, 540, 000																																				
輸送費 (引取)	99000 円	1 便	99, 000																																				
輸送費 (持込)	71500 円	4 便	286, 000																																				
ゆうバケット (厚さ1cmまで)	145.002 円	50000 件	7, 250, 100																																				

令和5年度 随意契約理由書

番号	65
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園無線LANアクセスポイント構築業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園を観光交流拠点施設としてリニューアル整備するに伴い、公園内の各施設に光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置して公園施設利用者のWi-Fi通信環境を構築するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は関之尾公園に光回線を敷設し、無線LANアクセスポイントを設置することで、公園施設利用者のWi-Fi利用が可能となり、観光施設における写真や動画等の迅速なデータダウンロードが可能な安定した高速通信を実現することができる。また、災害等の緊急時においては、利用者の安否情報の発信や気象・災害情報の収集を容易にするものである。</p> <p>無線LANアクセスポイントを設置するためには、公園周辺地域に光回線が開通していることが必要不可欠である。上記事業者は、当該地域に光回線を開通しており、市内で唯一の光回線敷設事業者となる。</p> <p>仮にほかの事業者に無線LANアクセスポイント構築業務を切り離して委託した場合、光回線敷設事業者と機材設置事業者とが2者存在することになるため、Wi-Fiに異常が生じた際、原因究明と修繕の対応に遅れが生じる恐れがある。</p> <p>このことから、災害時の利用も想定されるため、より迅速な対応が求められることから、光回線敷設業務と無線LANアクセスポイント設置業務は同一事業者に委託する必要がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月18日
契 約 金 額	9,130,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	66
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境施設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 3 1 9 (直通)
契 約 案 件 名	回転式破砕機ローターディスク他取替外修繕
案 件 の 概 要	都城市リサイクルプラザの機械設備（回転式破砕機ローターディスク、缶類供給コンベヤ等）の修繕
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府大阪市淡路町二丁目5番11号 [名 称] 極東開発工業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市リサイクルプラザにおいて、施設の安全性の確保及び機能を維持するための修繕である。</p> <p>主な修繕項目は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみ及び不燃粗大ごみを細かく破砕する回転式破砕機のローターディスクの取替 ・缶類受入ホッパから缶類手選別装置へ供給するコンベヤのエプロンパン、チェーンの取替 ・回転式破砕機の定期的なハンマー取替等 ・回転式破砕機コーンライナー取替 <p>これらの機械設備は、上記事業者独自の設計仕様・構造に基づき施工された極めて特殊な機械設備であり、上記事業者以外の事業者がそれらを詳細に理解することは極めて困難である。</p> <p>仮に、他の事業者へ本修繕を依頼した場合、修繕に必要な部品の調達が困難であり、確実な業務の履行が期待できない。さらに、不具合が生じたときには、責任の所在が不明確になるとともに、原因究明及び修復に支障が生じる可能性が高く、修繕後の措置についても上記事業者のメーカー保証を受けられない懸念がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月21日
契 約 金 額	95,590,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	67
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	給食費システムライセンス追加業務委託
案 件 の 概 要	給食費システムライセンス追加の事前調査・準備・計画策定及び端末設定業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>AcrocityPLUS給食費システムは、学校給食費の公会計化に伴い、その管理を目的として令和3年度に導入し、今回13台(12箇所)の端末に給食費システムライセンスを追加するものである。</p> <p>同システムは上記事業者が開発・導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行が期待できない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月22日
契 約 金 額	757,900円

令和5年度 随意契約理由書

番号	68
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 9 (直 通)																		
契 約 案 件 名	市民税帳票パンチ業務委託																		
案 件 の 概 要	給与支払報告書及び給与支払報告書総括表のパンチ入力業務を委託するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字恒久字小橋4400番地4 [名 称] 株式会社データシステム																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、一体となった2種類の帳票のデータパンチ業務を単価契約により委託するものであるが、帳票ごとに通常の競争入札を実施し、落札業者が異なることとなった場合、本業務を円滑に遂行することが極めて困難になる。</p> <p>以上の理由により、給与支払報告書及び給与支払報告書総括表のデータパンチ入力を同じ事業者へ委託するものとし、帳票ごとのデータパンチ入力に係る委託料の合計金額の見積書の提出による競争を行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p> <p>※契約単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年8月23日																		
契 約 金 額	<table border="1"> <tr> <td>執行見込総額</td> <td colspan="3">4,707,824円</td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td>単価</td> <td>予定数量</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>給与支払報告書総括表</td> <td>23円</td> <td>6,080枚</td> <td>139,840</td> </tr> <tr> <td>給与支払報告書</td> <td>115円</td> <td>36,000枚</td> <td>4,140,000</td> </tr> </table>			執行見込総額	4,707,824円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	給与支払報告書総括表	23円	6,080枚	139,840	給与支払報告書	115円	36,000枚	4,140,000
執行見込総額	4,707,824円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
給与支払報告書総括表	23円	6,080枚	139,840																
給与支払報告書	115円	36,000枚	4,140,000																

令和5年度 随意契約理由書

番号	69
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと産業推進局 ふるさと産業推進局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	JRE MALLふるさと納税広告業務委託
案 件 の 概 要	ふるさと納税ポータルサイト「JRE MALLふるさと納税」への寄附者の誘導を目的に、令和5年9月1日から令和5年9月30日までの期間において広告を掲載するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5 JR恵比寿ビル14F [名 称] 株式会社ジェイアール東日本企画 デジタル本部 JR東日本グループデジタル推進局
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、より多くのふるさと納税を獲得するため、ふるさと納税ポータルサイト「JRE MALLふるさと納税」において、令和5年9月1日から令和5年9月30日までの期間において広告を掲載するものである。</p> <p>ふるさと納税ポータルサイト「JRE MALLふるさと納税」は申込可能自治体が154自治体、返礼品の掲載数は約39,000点であり、多くの寄附獲得が見込まれる。また、JRE会員約1,200万人にアプローチが可能である。</p> <p>「JRE MALLふるさと納税」は上記事業者が管理するポータビリティであり、同事業者でなければ、本業務の実施ができない。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月23日
契 約 金 額	1,360,700円

令和5年度 随意契約理由書

番号	70
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	Love Letter Project 都城市編 (小学校) 開催業務委託
案 件 の 概 要	都城市PR事業の一環で、著名な書家紫舟氏によるワークショップ「Love Letter Project都城編」の小学校での開催業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 神奈川県鎌倉市鎌倉山2-9-13 [名 称] 株式会社東京新美術
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本事業は、都城発のアート体験を通して、ロゴへの親しみを醸成するとともに、市民一人一人の中に都城の魅力を再認識・定着し、ひいては郷土愛を醸成するものである。</p> <p>この目的を達成するためには、受注者の実績はもとより、受注者の持つ影響力等が大きく関わってくる。さらに、前回のLove Letter Project都城編の開催に引き続き、ロゴ制作者である紫舟氏による都城独自の事業を継続的に発信していくことで、対外的なPR効果をより一層高め、さらなる都城ブランドの定着を図ろうとするものであることから、本業務については、同氏の指導であることで成立し、高い事業効果を狙えるため、競争入札に適さない。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行を期待できるため、紫舟氏が所属し代表を務める上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月23日
契 約 金 額	1, 6 9 8, 2 9 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	71
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園樹木伐採等業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園の支障木伐採等の業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市久保原町34街区19号 [名 称] 有限会社内村造園
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾公園については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>本業務については、関之尾公園の建築工事を行うにあたり、支障となる樹木の伐採等を行う業務を委託するものである。</p> <p>現場での工事を開始しようとしたところ、建築予定地内に枯木や切株等があることや、重機での作業に支障のある立木があることが判明した。このことから、支障となる樹木の伐採等を早急に行う必要がある。</p> <p>また、関之尾公園は令和6年4月にリニューアルオープンを控えており、建築工事及び土木工事の工程を変更せずに、早急に伐採等の業務を行わなければならないため、本件については、競争入札に付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は同施設の伐採業務の多くを担当しており、業務の特性および現場状況等についても精通している。また、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月24日
契 約 金 額	946,550円

令和5年度 随意契約理由書

番号	72
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市リモート窓口構築業務委託
案 件 の 概 要	オンラインシステムにより、都城市役所本庁舎と同市役所出先機関の間で映像や音声、資料を共有できる「リモート窓口」を4総合支所及び6市民センターに開設するための、機器の設置やシステム構築等の業務委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市清水一丁目5番17号 [名 称] ニシム電子工業株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、リモート窓口の開設に必要な機器の設置から、システムの構築まで含むものであり、その履行に当たっては、システムの長期使用を前提に、あらゆる観点から総合的に勘案し、より市民サービス向上に資するシステムを選定するため、システム構築者の専門的知識やノウハウを踏まえた技術力・提案力・サービス内容・将来性等を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年4月28日に市公式HPにてプロポーザルの実施要領を公表し、その結果4者から応募があり、参加資格審査を経て、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング審査をそれぞれ7月14日と7月28日に実施し、あらかじめ規定された評価項目に基づき、技術審査及び価格審査を行った結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月24日
契 約 金 額	8, 3 2 1, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	73
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	都城市江平農村環境改善センター及び高崎江平市民広場高圧配電線取替修繕
案 件 の 概 要	都城市江平農村環境改善センター及び高崎江平市民広場の高圧配電線取替修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高木町4426番地10 [名 称] 吉行電気管理事務所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本業務は、都城市江平農村環境改善センター及び高崎江平市民広場(以下「施設」という)の高圧配電線の取替修繕を行うものである。</p> <p>8月15日、指定管理者である都城市高崎地区まちづくり協議会の職員から停電の連絡を受け、施設の電気保安管理者である吉行電気管理事務所(以下「事業者」という)に調査依頼を行ったところ、電線路の下に植えてある樹木の枝により高圧配電線の被覆が摩耗したことが停電の原因と判明した。</p> <p>現在は、応急処置で電気の復旧は行っているが、今後の台風や強風で更に電線の損傷が進むおそれがあるため、早期の修理に着手する必要があるとの報告を受けた。</p> <p>このまま放置しておくとも再度の停電の可能性が高く、施設利用者に多大な迷惑をかけることから、施設の電気設備について熟知しており、本業務の迅速かつ確実な履行が可能であると認められる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月25日
契 約 金 額	673,200円

令和5年度 随意契約理由書

番号	74
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直 通)
契 約 案 件 名	単災測 第2号 高野・夏尾線測量設計調査業務委託
案 件 の 概 要	令和5年8月7日から10日にかけて襲来した台風6号により発生した道路災害復旧工事のための測量設計調査を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町6街区7号 [名 称] 株式会社 都城技建コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>災害については、市道高野・夏尾線の路肩及び車道幅員が崩壊し、現在片側交互通行規制を行っている。被災した道路は地山が露出し非常に不安定な状態であり、早急に対処しなければ更に被害が進行する可能性が極めて高い。崩壊が進行し本路線が通行できなくなれば市民生活に甚大な影響を及ぼすため、早急な災害復旧が必要である。</p> <p>国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計調査業務に取り掛かる必要がある。災害査定受検のための図面作成や復旧工法検討等も早急に行わなければならないため、本件については、競争入札に付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は多くの災害復旧事業を担当しており、事業の特性についても精通している。また、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月25日
契 約 金 額	7, 1 7 2, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	75
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 7 (直通)
契 約 案 件 名	都城市高城生涯学習センター音響機器修繕
案 件 の 概 要	都城市高城生涯学習センターの多目的研修室に設置している音響装置を修繕するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜1-1-1 KBCビル9階 [名 称] ヒビノスペーステック株式会社九州営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、多目的研修室の舞台用音響装置が、定期点検において異常、破損を指摘されたため、取替を含む修繕を行うものである。</p> <p>本装置は、上記事業者が以前から保守点検業務を受託している。長期間にわたる音響機器の検査データを保有し、当該機器に精通した事業者である。過去に機器の修繕も経験しており、その実績から確実な施工が見込まれる。また、施工後の不具合等においても、委託契約上の保守及び定期点検等において、適切な対応が期待できる。</p> <p>仮に他の事業者が施工した場合、見積に際し当該機器の状況確認から行う必要があるため、機器の取り外し、検査、機器の再設置が必要である。音響機器は、一時的な取り外しであっても、再設置には綿密な調整が必要であるため、これらの作業によって十数万円の費用がかかるうえ、時間がかかることが予想される。また、施工の面においても、従前の機器の状況を十分に把握していないため、施工に困難が予想される。</p> <p>多目的研修室は、常時講演会、映写会などで活用されており、数回にわたる機器の取り外し等を行うと、催事に影響を及ぼす可能性があり、速やかな修繕を行える事業者であることが望ましい。</p> <p>これらの理由を総合的に判断し、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月28日
契 約 金 額	495,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	76
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直通)												
契 約 案 件 名	都城市国民健康保険18歳から39歳までの健康診査業務委託												
案 件 の 概 要	都城市国民健康保険18歳から39歳までの健康診査業務を委託するもの												
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市姫城町8街区23号 [名 称] 一般社団法人都城市北諸県郡医師会												
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は 令和5年度内に18歳から39歳までの年齢に到達する都城市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査業務を委託するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、これまで都城健康サービスセンターに委託して実施しており、過去のデータを追跡管理し、事後指導にも活用するためには同じ健診機関にて引き続き実施することが望ましい。</p> <p>以上の理由により、同センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。</p>												
契 約 締 結 日	令和5年8月28日												
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td style="text-align: right;">3,462,500円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">単価契約</td> <td style="border-top: 1px solid black;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>健康診査一人当たり</td> <td style="text-align: center;">6925円</td> <td style="text-align: center;">500人</td> <td style="text-align: right;">3,462,500</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	執行見込総額	3,462,500円	単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>健康診査一人当たり</td> <td style="text-align: center;">6925円</td> <td style="text-align: center;">500人</td> <td style="text-align: right;">3,462,500</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	健康診査一人当たり	6925円	500人	3,462,500
執行見込総額	3,462,500円												
単価契約	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">単価</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">予定数量</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td>健康診査一人当たり</td> <td style="text-align: center;">6925円</td> <td style="text-align: center;">500人</td> <td style="text-align: right;">3,462,500</td> </tr> </table>		単価	予定数量	合計	健康診査一人当たり	6925円	500人	3,462,500				
	単価	予定数量	合計										
健康診査一人当たり	6925円	500人	3,462,500										

令和5年度 随意契約理由書

番号	77
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	市単農道台帳関連 第2号 東水流地区農道台帳作成業務委託
案 件 の 概 要	県営ほ場整備事業東水流地区における市道認定された道路以外の農道について、台帳の作成を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町338番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、県営ほ場整備事業東水流地区にて造成された道路のうち、市道認定済み以外の道路について、農道としての道路延長、形状等を詳細に把握するため、農道台帳の作成を行うものである。 今回作成する農道台帳は、普通交付税算定の基礎資料となることから、台帳に登載されている数値の正確性を確保するため、農道台帳作成の準備段階から調書等作成、管理及び更新に至るまでの一連の業務を統一的かつ一貫した体制のもと実施することが極めて重要である。 以上の理由により、県内で唯一農道台帳の作成及び管理に携わり、本業務に精通している上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年8月28日
契 約 金 額	5, 9 9 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	78
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)
契 約 案 件 名	市単農道台帳関連 第1号 横市地区農道台帳作成業務委託
案 件 の 概 要	県営ほ場整備事業横市地区における市道認定された道路以外の農道について、台帳の作成を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町388番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、県営ほ場整備事業横市地区にて造成された道路のうち、市道認定済み以外の道路について、農道としての道路延長、形状等を詳細に把握するため、農道台帳の作成を行うものである。</p> <p>今回作成する農道台帳は、普通交付税算定の基礎資料となることから、台帳に登載されている数値の正確性を確保するため、農道台帳作成の準備段階から調書等作成、管理及び更新に至るまでの一連の業務を統一的かつ、一貫した体制のもと実施することが極めて重要である。</p> <p>以上の理由により、県内で唯一農道台帳の作成及び管理に携わり、本業務に精通している上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月28日
契 約 金 額	3, 5 7 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	79
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 人口減少対策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 8 0 6 7 (直通)
契 約 案 件 名	山之口地区住居確保緊急対策事業業務委託
案 件 の 概 要	平成29年度時点空き家実態調査に住居で空き家となった物件及び、新たに空き家となった住居の実態把握と、居住可能物件の掘り起しを実施するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山之口町花木2039番地6 [名 称] 特定非営利活動法人 田舎暮らしみやざき生活応援団
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、平成29年度に実施した都城市空き家等実態調査（以下、実態調査という）から抽出した物件の状況確認と、居住誘導区域内で実態調査以降に新たに空き家になった物件を抽出し、居住可能性を確認するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、移住希望者からの住居ニーズを踏まえた視点で空き家状況を確認でき、業務範囲である山之口町内の空き家を含む地域の情報の収集に関して地元事業所や自治公民館等との連携が不可欠である。</p> <p>この点、上記団体は、本市における移住・定住相談に関する事業等を行うことを目的に設置された団体であり、移住希望者からの住居ニーズを十分把握している。さらに、平成30年度には市内全域100件の空き家調査を実施し、空き家等情報バンクへの登録や、所有者への働きかけなどを通じた空き家の掘り起し実績もある。また、山之口町商工会内に事務所を置き、地元事業者や自治公民館等とも包括協定を結んでいるため、民間ネットワークを活用した十分な連携がとれる。</p> <p>以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行の期待ができる上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契 約 金 額	974,366円

令和5年度 随意契約理由書

番号	80
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市財務会計システム源泉管理機能導入業務委託
案 件 の 概 要	源泉徴収票の作成等の源泉管理業務を財務会計システム上で行えるようにするために、源泉管理機能の導入業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都江東区木場一丁目18番7号 [名 称] NECソリューションイノベータ株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>現在、財務会計システム（以下「システム」という。）からデータ抽出を行い、職員が作成したAccessやExcelで源泉徴収票、支払調書等の作成をしているが、作業が煩雑であり、大きな業務負担となっている。</p> <p>本システムは、上記事業者が導入したものであり、保守業務も同事業者に委託しているため、システムの現状をよく把握している同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。</p> <p>仮に他の事業者に業務を委託した場合、システム導入の確実な実施は困難であり、源泉管理事務に支障をきたすおそれが高い。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契 約 金 額	2, 0 3 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	81
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 保育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 4 8 9 4 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市公立保育所ICT導入に係るネットワーク構築業務委託
案 件 の 概 要	都城市立やまのくち保育所に保育業務総合支援システムを導入するにあたり、ICTシステムを利用するための機器設定を含んだネットワーク構築業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は都城市立やまのくち保育所に導入する保育業務総合支援システムを利用する環境整備業務を委託するものである。</p> <p>構築するネットワーク回線については既存のLGWAN回線を利用するため、本市と当該既存回線の契約を締結している行政システム九州株式会社へ業務を委託することで、保守管理等についても一貫した体制で安定的な安全管理が望める。</p> <p>仮に他の事業者へシステム構築及び保守を委託した場合、システムダウン等の事故発生時に責任の所在が不明確となることで解決に時間を要することが想定され、また、システム利用者である保護者へ影響が波及する懸念がある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契 約 金 額	4, 4 5 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	82
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	宮崎県農業農村整備計画策定事業「山内第1-1地区」計画策定業務委託
案 件 の 概 要	宮崎県農業農村整備計画策定事業「山内第1-1期地区」の事業採択に向けた、計画策定業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町388番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>構想設計を行うに当たっては、都城市の長期計画、地域営農構想、田園環境マスタープラン、農村地域防災減災推進計画等を踏まえながら、地域の課題や地元農家の意向を十分把握した上で、事業制度が求める整備水準との整合を図る必要がある。</p> <p>このためには、業務についての専門知識はもとより、豊富な経験等が求められ、事業計画書作成から地元合意形成など、事業採択までの長期の業務における地元関係者や市との綿密な連携が必要である。</p> <p>この構想設計の善し悪しが、採択条件に大きく影響してくることから、委託先の選定に当たっては、構想設計実績、経済効果算定実績、県・国のヒアリング対応、委託完了後のフォローアップ等を十分熟慮する必要がある。これらの技術や実績は、民間コンサルタントにはなく、上記団体のみが経済効果算定、事業計画書・申請書類作成等のノウハウを有し、本業務における適切かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契 約 金 額	2,035,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	83
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市ウエルネス交流プラザ ITV修繕
案 件 の 概 要	ウエルネス交流プラザのITV（工業用監視カメラ）に関し、更新及び調整等の修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市中央区長浜1-1-1 KBCビル9階 [名 称] ヒビノスペーステック株式会社 九州営業所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、ウエルネス交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)のITVについて交換、調整等を行うものである。</p> <p>交流プラザのITVは、運用開始から20年余りが経過し、経年劣化による故障トラブルが発生し、各種部品の生産も終了していることから、施設の運用に直接的な影響が出ている。また、各種出力装置についても、現代のデジタル信号に対し、本施設は依然としてアナログ信号を用いており、現代ではその汎用性が乏しく、運用効率を向上させるためにも、機器の更新及び調整が必要である。</p> <p>上記事業者は、当該施設開業時から機器の導入及び保守点検業務を受託している。仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、保守点検事業者と修繕事業者が混在することになり、保守点検事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、システムに障害が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>また、上記事業者は本施設の導入及び保守業務において、20年近くの経験があることから、配線状況や館内設備についても十分把握できており、他の事業者よりも安全かつ効率的（経済的）に本修繕に取り組むことができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契 約 金 額	11,620,400円

令和5年度 随意契約理由書

番号	84
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	北前キャンプ場伐採等業務委託
案 件 の 概 要	北前キャンプ場の支障木伐採等の業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市梅北町7213番地の2 [名 称] 岩本緑地
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>北前キャンプ場については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事及び土木工事を行っている。</p> <p>本業務については、北前キャンプ場の土木工事を進める中で支障木等があることが判明し、急遽伐採等が必要となったものである。</p> <p>関之尾公園は令和6年度にはリニューアルオープンを控えており、建築工事及び土木工事の工程を変更せずに、早急に伐採等の業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は同施設の伐採業務の多くを担当しており、業務の特性および現場状況等についても精通している。また、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契 約 金 額	874,500円

令和5年度 随意契約理由書

番号	85
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	折田代207号線 空洞修繕
案 件 の 概 要	折田代207号線を横断する湯穴谷川の隧道上部の空洞箇所について、令和4年災害復旧工事（災道 第1044号 折田代207号線道路災害復旧工事）と併せて修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市庄内町12993番地の1 [名 称] 株式会社 上村開発
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>現在、上記事業者は、令和4年台風14号により被災した当該路線の災害復旧工事（災道 第1044号 折田代207号線道路災害復旧工事）を受注している。</p> <p>当該工事の事前調査の際に、施工範囲内を横断する湯穴谷川の隧道上部において空洞箇所が存在することが判明し、当該工事に支障をきたしている。</p> <p>このため、今回、上記事業者が現工事と本修繕（隧道上部の空洞充填）を同時施工することで、工期の短縮、安全管理等に伴う経費の節減及び安全で円滑な施工が期待できる。</p> <p>以上の理由により、競争入札に付するよりも有利と認められるため、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契 約 金 額	4,906,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	86
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 デジタル統括課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	宇宙産業啓発推進事業業務委託
案 件 の 概 要	宇宙産業の継続的な発展に向けた人材育成並びに宇宙発のデジタル変革に生かしていく社会の構築を図るため、学生向け衛星データ活用ワークショップやモデルロケット教室の実施、事業者向け宇宙産業活用セミナーの実施、デジタル月間に合わせた宇宙関連グッズの展示、JAXA宇宙飛行士との対談など、多様な主体が宇宙産業に触れる機会を創出する事業を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 佐賀県佐賀市大財北町6番8号 [名 称] 一般社団法人Jプラス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、デジタル技術と密接に関係する成長分野として世界的に注目を集めている宇宙分野について、衛星データの利活用をはじめとして、本事業を通じて、今後ますます充実していく宇宙産業の活用可能性等を市民等に実感いただくとともに、宇宙産業の継続的な発展に向けた人材育成並びに宇宙発のデジタル変革に生かしていく社会の構築を目的とするものである。</p> <p>業務の実施にあたっては、宇宙分野に関する高い知見及び有識者との連携、宇宙産業をリードする公的機関であるJAXAとの調整が必要である。</p> <p>上記法人は、JAXAと連携した一般社団法人であり、監事にはJAXAの職員を迎え入れている等、JAXAとの交渉・調整のパイプを有している。また、本件委託業務について、専門的な能力を有しているとともに、宇宙関連イベントの実施に係るノウハウと実績がある。</p> <p>加えて、九州内の他エリアでも同様の委託を受託しており、地域間連携も期待できる。</p> <p>このように、本業務を適切に履行できる体制が整っていることから、同法人と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年8月31日
契 約 金 額	1, 7 1 1, 5 4 5 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	87
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市こども計画策定に係るニーズ調査及び計画策定業務委託
案 件 の 概 要	都城市こども計画策定に係るニーズ調査、分析、計画策定の支援、こどもまんなか会議の運営支援業務等を一体的に委託し都城市こども計画策定の実施を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 京都市右京区西京極西池田町9番地5 [名 称] 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。 本プロポーザルは、令和5年5月19日にプロポーザル実施の公告を行い、6月12日まで参加表明を受付、その結果4者から応募があり、参加資格審査等を経て、当該3者による技術提案書に基づく書類審査を7月28日に実施した。書類審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年9月1日
契 約 金 額	8, 8 3 3, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	88
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市子育て世代活動支援センター 伴走型相談支援事業業務委託
案 件 の 概 要	産後6ヶ月の子育て親子の交流の促進と育児不安などへの相談指導等、地域の子育て家族に対する育児支援を図る事業を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町8街区20号 [名 称] 社会福祉法人 善隣館福祉会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務については、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱に基づき、委託するものである。 事業者の選定にあたっては、本業務を都城市内の地域子育て支援拠点事業実施施設で実施することとしているため、都城市子育て世代活動支援センターの指定管理者である、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和5年9月1日
契 約 金 額	1, 4 8 6, 5 6 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号 89

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 4 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市児童家庭相談システム導入業務委託契約
案 件 の 概 要	都城市児童家庭相談システム導入業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務の履行に当たっては、関連業務の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、公募型プロポーザル方式により選定を行うこととした。</p> <p>本プロポーザルは、令和5年6月9日から令和5年6月30日までを公募期間とし、プロポーザルの実施を通知し、その結果1者から応募があり、参加資格審査を経て、当該1者による企画提案書に基づく審査を8月10日に実施した。</p> <p>審査では、あらかじめ規定された評価項目に基づき価格審査及び企画審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月1日
契 約 金 額	8, 2 5 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	90
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市地域プロジェクトマネージャー養成業務委託
案 件 の 概 要	二宮TMの後任である、地域プロジェクトマネージャーの養成について、二宮TMが所属する「株式会社 みやこんじょやもい舎」へ業務委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県都城市上町5街区14号 [名 称] 株式会社 みやこんじょやもい舎
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当</p> <p>本市中心市街地において現タウンマネージャー（二宮氏）の存在・役割は非常に大きく、毎年10件近くの新規出店に携わる等、十分な実績をあげている。タウンマネジメントに係る人材は本市及び市民においても貴重な存在であるため、タウンマネジメントに係る事業を継続して実施していく必要がある。</p> <p>そこで本業務では、全国公募によって選定した、現タウンマネージャー（二宮氏）の後任（地域プロジェクトマネージャー）を養成するものである。履行にあたっては、二宮氏が所属する「株式会社 みやこんじょやもい舎」へ養成業務を委託することで、効率的に養成を行うものである。</p> <p>上記事業者は、二宮TMが所属していることの外、これまで本市中心市街地のまちづくりに積極的に関わっており、特にハード（空き店舗の利活用）の部分において、大きな成果をあげている。</p> <p>上記事業者以外に、本市中心市街地では、ハード面でのまちづくりに直接的に関わっている事業者はおらず、競合も存在しない状況である。</p> <p>以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月1日
契 約 金 額	4, 9 2 5, 8 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	91
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	有水小高圧気中開閉器外取替修繕
案 件 の 概 要	有水小学校の自家用電気工作物の年次点検により、高圧気中開閉器の動作不良が判明したため、波及事故に至らないよう改修工事を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市上水流町2482番地1 [名 称] 有限会社 宮電
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>当該高圧受電設備は、需要家構内で高圧電気事故が起こった際に所定の動作を行い、電力配電網から事故を起こした需要家設備を切り離すものであるが、年次点検により動作不良が確認され、現在、正常な動作を行っていない状態である。</p> <p>そのため、早急に対応しなければ、波及事故により当該施設のみならず、近隣地域の停電等を引き起こし、学校運営並びに近隣地域の経済活動、人命等に多大な影響を及ぼすことから、緊急の対応が必要であり、競争入札に付する時間がない。</p> <p>以上の理由により、不良箇所の調査や復旧方法等の検討を行うなど、状況の把握ができており、緊急に対応ができる上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月1日
契 約 金 額	1, 1 8 2, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	92
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)
契 約 案 件 名	宮崎県農業農村整備計画策定事業「森田原第2地区」計画策定業務委託
案 件 の 概 要	宮崎県農業農村整備計画策定事業「森田原第2地区」の事業採択に向けた、計画策定業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市柳丸町388番地14 [名 称] 宮崎県土地改良事業団体連合会
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>構想設計を行うに当たっては、都城市の長期計画、地域営農構想、田園環境マスタープラン、農村地域防災減災推進計画等を踏まえながら、地区の課題や地元農家の意向を十分把握した上で、事業制度が求める整備水準との整合を図る必要がある。</p> <p>このためには、業務についての専門知識はもとより、豊富な経験等が求められ、事業計画書作成から地元合意形成など、事業採択までの長期の業務における地元関係者や市との綿密な連携が必要である。</p> <p>この構想設計の善し悪しが、採択条件に大きく影響してくることから、委託先の選定に当たっては、構想設計実績、経済効果算定実績、県・国のヒアリング対応、委託完了後のフォローアップ等を十分熟慮する必要がある。これらの技術や実績は、民間コンサルタントにはなく、上記団体のみが経済効果算定、事業計画書・申請書類作成等のノウハウを有し、本業務における適切かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上の理由により、上記団体と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月4日
契 約 金 額	3, 7 9 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	93
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園倒木処理業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園の遊歩道沿いの倒木処理業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾公園については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種工事を行っている。</p> <p>本業務は、令和5年8月8日から9日に襲来した台風6号の影響により倒木した関之尾公園内の遊歩道沿いの倒木処理業務を委託するものである。</p> <p>倒木が発生した箇所については、土木工事における遊歩道整備等を行う箇所であり、川上神社の屋根及び転落防止柵にも覆いかぶさっている現状である。</p> <p>遊歩道やサイン工事を行うには、倒木した木の処理を早急に行う必要がある。また、土木工事の工程を変更せずに、早急に倒木処理業務を行わなければならないため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。また、倒木している箇所が傾斜地で狭小なため、専門的な技術を必要とする。</p> <p>その点、上記事業者はこれまでも同施設の伐採作業及び倒木処理業務を多く担当しており、業務の特性および現場状況等についても精通している。また、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月4日
契 約 金 額	863,280円

令和5年度 随意契約理由書

番号	94
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 山仁田地区現場管理技術業務委託
案 件 の 概 要	山仁田地区農業用水路災害復旧工事の現場管理技術業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大工3丁目155番地 [名 称] 株式会社国土開発コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件は、水路トンネル崩壊に伴う農業用水路復旧工事に伴う現場管理技術業務委託である。</p> <p>被災した水路の早期の復旧を目指し、調査、測量及び設計を並行して進めていたが、地質調査の結果、地下水位が想定以上に高いことと、崩落による土砂のゆるみがあることが判明した。復旧工事が難航することが予想されるため、高度な専門知識と現場管理能力を持つ事業者、現場管理技術業務を委託するものである。</p> <p>上記事業者は、当水路復旧工事の調査業務を受託し、また下流の県営ため池等整備事業の計画も行っており、当該地区周辺の地形も把握している。また、多くの水路トンネル工事の現場管理業務を担当するなど豊富な実績があり、事業の特性等にも精通している。</p> <p>以上の理由により早急な対応が可能で、前調査との複合的で多角的な検討が可能な上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月5日
契 約 金 額	755,700円

令和5年度 随意契約理由書

番号	95
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	単災測 第1号 雀ヶ野大開線測量設計業務委託
案 件 の 概 要	令和5年7月2日から3日にかけての梅雨前線豪雨により、被災した市道の復旧工事を行うための測量設計業務。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町5511番地2 [名 称] 株式会社八光開発コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和5年7月2日から3日にかけての梅雨前線豪雨により発生した道路災害復旧工事のための測量設計業務委託である。</p> <p>災害については、市道雀ヶ野大開線の法面に施工されたコンクリートが一部崩壊し、通行止めを行っている状態である。崩壊した法面は非常に不安定な状態であり、早急に対処しなければ、さらなる崩壊が進行してしまう可能性があり、市民生活に多大な影響を及ぼしてしまう。</p> <p>通行止めにより、市民や地域事業者も迂回している状況であり、通勤に時間を要し、事業者の作業効率も低下しているため、早急な復旧工事の完成を目指して、早急に測量設計作業に取り掛かる必要がある。</p> <p>その点、上記事業者は多くの災害復旧を担当しており、事業の特性等についても精通している。また、業務の速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月6日
契 約 金 額	2, 9 9 2, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	96
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	単災測 第5号 迫間・星塚線設計業務委託
案 件 の 概 要	令和4年9月台風14号による道路災害復旧工事のため再度設計の検討を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市一万城町41号5番 [名 称] 株式会社松川測量設計
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、令和4年9月台風14号により発生した道路災害復旧のための設計業務委託である。</p> <p>当案件は、令和4年度に上記事業者にて測量設計業務委託を実施し、同年度の査定において事業決定を受けているが、事業実施にあたり現場復旧条件に不測の事態が生じ復旧工法の再検討が必要となったため、再度設計を実施するものである。</p> <p>再設計にあたり、前回測量設計を実施した上記事業者は現場を熟知していることから、再度の現地での合同調査や予備設計を必要としない。</p> <p>また、前回の設計を基に工法の再検討が可能なため、細部にわたり適切な設計が期待できる。</p> <p>さらに、前回の測量設計情報を会社に保有しているため情報移管の手間も必要とせず、情報移管による不測のトラブルも回避できる。</p> <p>以上の理由により、上記業者との随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月7日
契 約 金 額	6, 8 2 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	97
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾茶屋法面復旧測量設計業務委託
案 件 の 概 要	関之尾茶屋の法面復旧工事のための測量設計を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町6街区7号 [名 称] 株式会社都城技建コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>関之尾茶屋については、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在各種建築工事を行っている。</p> <p>本業務については、関之尾茶屋を整備している敷地において、令和5年8月8日から9日に襲来した台風6号及び8月11日から12日の大雨の影響により、法面が崩落する事案が発生し、その復旧工事のための測量設計を行う業務を委託するものである。</p> <p>法面崩落の箇所については、関之尾茶屋の南西角に位置し、非常に不安定な状態である。早急に対処しなければ、さらなる崩落が進行する可能性が高くなり、関之尾茶屋の工事にも多大な影響を及ぼしてしまうため、本件については、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>その点、上記事業者は多くの災害復旧の設計を担当しており、業務の特性等についても精通している。また、当該箇所の被災直後に現場を調査確認しているため本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月7日
契 約 金 額	6, 3 2 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	98
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 1 3 1 1 (直通)
契 約 案 件 名	単災測 第2号 青井岳中河内線測量設計業務委託
案 件 の 概 要	令和5年8月7日から10日にかけて襲来した台風6号の影響による道路災害復旧工事の為の測量設計を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市一万城町41号5番 [名 称] 株式会社松川測量設計
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>本業務は令和5年8月7日から10日にかけて襲来した台風6号により発生した道路災害復旧工事のための測量設計委託業務である。</p> <p>台風6号により、一級市道青井岳中河内線の既設モルタル吹付が崩落し、倒木及び落石により道路が一時通行止めとなった。現在は、落石を除去し、片側通行にて道路開放をしているが、被災した斜面は不安定な地山が露出しており、またモルタル吹付の残存部分においても、亀裂が広がっており、早急に対応しなければ再度崩壊する可能性が極めて高い。</p> <p>災害復旧を行うにあたり、図面作成・復旧工法検討を早急に行わなければならない。本件については、競争入札に付する時間がない。</p> <p>その点、上記業者は被災直後から現場の調査を行っており、事業の特性等についても精通している。そのため、本業務への速やかな体制構築が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月8日
契 約 金 額	2, 9 1 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	99
----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直 通)
契 約 案 件 名	都城市消防局非常用発電設備保守点検業務委託
案 件 の 概 要	都城市消防局に設置されている非常用発電設備の年1回の保守点検業務（（1）発電機本体（2）制御装置（3）始動用蓄電池（4）ディーゼルエンジン等の1年点検及び確認運転等の実施）を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字恒久字原出口4488番 [名 称] 九州三菱電機販売株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、消防局に設置している非常用発電設備の年1回の点検・調整（部品交換を含む。）等維持管理に必要なメンテナンスを含む保守点検業務である。</p> <p>当該設備については、緊急時において指令室の電源が失われないよう、確実な作動が特に求められる。</p> <p>現在消防局に設置している非常用発電設備は、三菱電機株式会社製の発電機及び三菱重工株式会社製のエンジンで構成されており、上記事業者が当初導入及び設置を行っている。そのため、仮に他の事業者へ本業務を委託した場合、事故発生時の責任の主体（製品の不備によるものか、メンテナンス不良によるものか）が不明確になるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月8日
契 約 金 額	803,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	100
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	窓口業務支援システム（窓口DXSaaS）構築業務委託
案 件 の 概 要	書かない窓口を展開するため、窓口業務支援システム（窓口DXSaaS）の構築を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 北海道北見市北二条西三丁目6番地 [名 称] 株式会社北見コンピューター・ビジネス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市民目線に立った質の高い窓口業務サービスを提供するため、書かない窓口を実現し、市民サービスの向上を図るとともに、窓口業務の効率化による職員の負担軽減することを目的とするものである。</p> <p>当該事業においては、デジタル田園都市国家構想交付金を利用し実施することとしており、交付金申請にあたってはデジタル庁が構想する窓口DXSaaSを活用することを前提としている。</p> <p>窓口DXSaaSとは、デジタル庁が公募し、選定した上記事業者を含む4者がガバメントクラウド上に構築・提供する窓口支援システムである。各自治体は、自分たちが目指す窓口の姿にマッチするシステムを選択し、書かない窓口を構築する。</p> <p>本市では、市民サービスを可能な限り向上させるため、書かない窓口の適用範囲を証明書発行及びライフイベントに由来する手続き（転入、転居、転出、出生、死亡、婚姻、離婚）と考えている。加えて、効率性及び正確性に鑑み、基幹系システムのデータを活用した手続きの自動判定やRPAを用いた自動処理による事務処理時間の短縮を企図している。</p> <p>上記事業者以外のシステムでは対応不可能な事項があり、市の求める事項に全て対応可能な事業者は、上記事業者のみであった。</p> <p>また、交付金活用事業であるため、本年度中のシステム構築が必要である。上記事業者のシステムは、書かない窓口の先駆者である北見市をはじめ、人口規模が大きい自治体を含めた15団体に導入実績があり、短期間での構築が見込める。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月11日
契 約 金 額	29,700,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	101
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 総合政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	ソフトウェア使用許諾 (LiveOnコール) 及びサポート
案 件 の 概 要	リモート窓口業務の運用に当たり、テレビ会議システムを利用した遠隔相談窓口システム「LiveOnコール」のソフトウェアライセンスの使用
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市清水1丁目5番17号 [名 称] ニシム電子工業株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、リモート窓口業務の運用に当たり使用する、遠隔相談窓口システム「LiveOnコール」のソフトライセンス使用に係る契約である。</p> <p>リモート窓口構築業務の委託契約に当たっては、システム構築者の専門的知識やノウハウを踏まえた技術力・提案力・サービス内容・将来性等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式で業者選定を行い、遠隔相談窓口システム「LiveOnコール」を選定したものである。</p> <p>本システムは、上記事業者が構築し導入したものであり、同事業者からでなければ、使用権の許諾が受けられない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者との随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月12日
契 約 金 額	415,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	102
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	郵便局型キオスク端末設置業務委託
案 件 の 概 要	西岳地区においてコンビニ交付サービスが受けられるように、西岳郵便局に証明書交付サービス端末（郵便局型キオスク端末）を設置するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号 [名 称] シャープマーケティングジャパン株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、西岳郵便局に証明書交付サービス端末（郵便局型キオスク端末）を設置するものである。</p> <p>「郵便局型キオスク端末」とは令和4年度に行われた総務省の「郵便局におけるマイナンバーカード利活用推進事業」における実証事業を実施するに当たり導入された機器で、コンビニエンスストア等に設置している従来型キオスク端末を申請用端末と印刷用複合機に分離して設置する端末で、比較的小規模な郵便局においても、地域住民がマイナンバーカードを活用して簡便に証明書発行を行えるよう、上記事業者が開発したものである。</p> <p>同事業者以外に「郵便局型キオスク端末」は扱っていないため、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月13日
契 約 金 額	2, 7 3 7, 9 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	103
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)
契 約 案 件 名	田辺孫次郎線地質調査業務委託
案 件 の 概 要	市道災害復旧工事の施工に伴い、あらたに判明した土質の判定に必要な地質調査業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中原町6街区7号 [名 称] 株式会社都城技建コンサルタント
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、台風により被災した田辺孫次郎線の災害復旧工事に伴い必要となった地質調査業務委託である。</p> <p>現在、市道田辺孫次郎線の復旧工事を実施中であるが、工事発注前に実施した設計業務においては、構造物設置の想定箇所で地盤調査を行い、調査結果に基づく深さにおいて構造物の支持地盤を想定していた。</p> <p>しかし、実際の土中においては土の層厚等が均等ではなく、今回確定した構造物設置箇所と、想定していた箇所の地盤との層が異なったため、再度地盤調査の必要が生じた。また、あわせて地盤改良に伴う土質調査の必要もある。</p> <p>復旧工事については現在施工中であり、調査結果により工事内容に変更が生じる可能性があるため、早急に調査作業に取り掛かる必要がある。</p> <p>その点、上記事業者は本工事箇所の当初設計調査業務に携わっており、地層の特性等にも精通している。そのため調査解析の早急な実施が可能である。</p> <p>以上の理由により、早急な対応が可能である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月13日
契 約 金 額	784,300円

令和5年度 随意契約理由書

番号	104
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園多目的広場漏水修繕
案 件 の 概 要	高城運動公園多目的広場の漏水について修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊312番地3 [名 称] 株式会社大成工務店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>高城運動公園多目的広場において、春季キャンプ受入に伴い冬芝の播種準備を行っていたところ、芝生内に水濡れ箇所が複数あることが判明した。急遽、高城町管工事組合に相談したところ漏水と判明した。</p> <p>キャンプ受入は決定しておりスケジュールを変更することはできないため、早急に漏水箇所の修繕を行う必要があるが、修繕に要する工期と冬芝播種の期間及び適期を考慮すると、競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>早急に対応が可能な業者を複数当たったところ、上記業者が対応可能であったため、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月13日
契 約 金 額	1, 254, 000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	105
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	休日急患診療事業傷害保険
案 件 の 概 要	休日（日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日並びに8月14日及び8月15日）における急病急患に対する診療事業に従事する者の傷害保険
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区東比恵二丁目7番18号 [名 称] 株式会社KRC
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本案件は、本来であれば入札によって業者を決定すべきだが、保険の業種については、本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている保険会社が1者のみであり、また、保険商品の内容については、各社で様々であるため、見積による価格の比較により業者を決定することとした。</p> <p>そこで、本件の契約相手方決定に当たって、こちらの提示する仕様を満たす保険商品の設計・取扱いのできる事業者3者に対して見積依頼を行った。</p> <p>各事業者から提出のあった見積書を比較したところ、上記事業者の見積額が最も安価であったため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月14日
契 約 金 額	578,760円

令和5年度 随意契約理由書

番号	106
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市斎場 I T V 設備・収骨室用カメラ修繕
案 件 の 概 要	都城市斎場の I T V 設備・収骨室用カメラの修繕を行う。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江2番地 [名 称] 株式会社九南
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、都城市斎場の I T V 設備・収骨室用カメラの修繕を行うものである。</p> <p>これらの設備は、上記事業者が過去に機器の取替修繕を行い設置したものである。</p> <p>このため、仮に他の事業者が本業務を履行した場合、部品の調達や機器の設定等の問題から、施設管理上支障を来すおそれがあり、また、設置事業者の性能保証も得られない。</p> <p>以上の理由により、I T V 設備・収骨室用カメラの修繕については上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月15日
契 約 金 額	1, 4 8 5, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	107
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	都城市ウエルネス交流プラザ グランドピアノ修繕
案 件 の 概 要	都城市ウエルネス交流プラザのグランドピアノ (1/2台) に関し、アッセンブリーや巻線等の交換及び調整等の修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市妻ヶ丘町29街区13号 [名 称] 株式会社西村楽器 都城店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本修繕は、都城市ウエルネス交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)のグランドピアノ (1/2台) に関し、アッセンブリーや巻線等の交換及び調整等の修繕を行うものである。</p> <p>交流プラザのグランドピアノは使用開始から20年余りが経過し、経年劣化による不調やトラブルの発生が増加してきている。またこれらのトラブル等が起因し、利用者へ貸し出しができないなど、運用にも影響が生じている。そのため、消耗パーツの更新や保守業務ではまかないきれない細部の調整等が必要である。</p> <p>上記事業者は本施設のグランドピアノ導入時から毎年、保守及び点検業務を受託しているため、ピアノの不調状況や経年劣化部品の交換が必要な箇所を詳細に把握している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を実施した場合、詳細な劣化状況の把握が難しいため修繕の完成度に不安があるだけでなく、運用に障害が生じたときに速やかな対応が行えず、利用者に影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>上記事業者は、楽器に関する知識や経験はもちろん、20年近く本グランドピアノについて見ているため、他の事業者よりも適切かつ効率的(経済的)に本修繕に取り組むことができる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月15日
契 約 金 額	1, 3 8 3, 2 5 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	108
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	光インターネットサービス回線利用
案 件 の 概 要	本年度、公共施設等スマートロック予約システム構築事業により無線LANアクセスポイントを設置する60か所の施設について、光インターネットサービス回線の利用申込みを行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市中町1街区7号 [名 称] BTV株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本件は、本年度実施している公共施設等スマートロック予約システム構築事業において、上記事業者により設置された無線LANアクセスポイントへの接続及び同事業者が提供する光インターネットサービス回線の利用申込みを行うものである。</p> <p>本事業においては安定したWi-Fi環境の提供が求められるため、通信事業者も無線LANアクセスポイント設置事業者と同一とすることで障害発生時の責任の所在の明確化、迅速な復旧対応が可能となり、安心できる設置管理体制を構築できる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月19日
契 約 金 額	264,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	109
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	かかしの里ゆぼっぽ温泉設備機器修繕
案 件 の 概 要	かかしの里ゆぼっぽの温泉設備機器を修繕するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>かかしの里ゆぼっぽの温泉設備機器については、全体的に経年劣化が見られ、取替修繕を行う必要が生じている。</p> <p>特に、温調タンクにおいては漏水が発生しており、そのまま放置した場合、壁内鉄筋などにも影響し、また、熱交換器においても経年劣化による傷みが激しく、万が一破損した場合、温度を一定に保つことが出来なくなるため、早急な修繕が必要である。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみならず、施設全体の配管や設備機器を理解した上で行う必要があるため、施設を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できる業者である必要がある。</p> <p>この点、上記事業所は、当該施設の温泉設備の保守管理を行っている専門事業者であるため、施設設備全般に精通している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月19日
契 約 金 額	811,030円

令和5年度 随意契約理由書

番号	110
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 山之口総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 7 - 3 1 1 3 (直通)
契 約 案 件 名	榊安森林公園 園内道路修繕
案 件 の 概 要	台風6号により榊安森林公園内道路及び側溝が被災し修繕を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市山之口町山之口3448番地10 [名 称] 有限会社中間建設
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当</p> <p>上記案件について、令和5年9月8日に6者を指名して指名競争入札通知を行ったところ、3者が辞退し、9月20日に残りの3者による指名競争入札を執行したところ、1回目の入札が不落となり、2回目の入札においては、上記事業者以外の者が辞退をしたことから不落随意契約によることとした。</p> <p>入札参加者のうち見積合せ参加をを希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月20日
契 約 金 額	748,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	111
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 5 6 (直通)
契 約 案 件 名	休日急患診療事業賠償保険
案 件 の 概 要	休日（日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日並びに8月14日及び8月15日）における急病急患に対する診療事業に従事する者の賠償保険
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 宮崎県医師協同組合
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本市が都城市北諸県郡医師会及び都城歯科医師会に委託する休日急患診療事業において賠償事故が起こった場合、都城市北諸県郡医師会から宮崎県医師会及び日本医師会に報告し、事故の判定審査会で審査した結果に基づき保険対応を行う。</p> <p>休日急患診療事業において医療事故が発生した場合の保険会社との交渉は、医療現場という専門性の高い分野であるため、事業を委託している都城市北諸県郡医師会に見解を伺い、対応することになる。また、事故の過失割合や具体的な賠償金額については、市と都城市北諸県郡医師会が主体となり、当事者の医療機関及び医師を含めて協議・判断するが、実際に業務に当たる医師又は医療機関の過失内容によっては、市の加入保険ではなく、医師又は医療機関の加入保険で対応しなければならないケースも想定される。このようなケースにおいて、各々で加入する保険会社が違う場合、保険会社間での調整が必要となるため、事故処理対応に遅れが生じることも考えられる。</p> <p>このような不都合を回避し、休日急患診療事業に係る医療事故に迅速に対応するには、医師会員や医療機関が通常の診療業務において加入している保険会社と同一にする必要がある。</p> <p>以上の理由により、医師会員や医療機関が加入している上記組合と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月22日
契 約 金 額	774,285円

令和5年度 随意契約理由書

番号	112
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直 通)
契 約 案 件 名	観音さくらの里温泉設備機器修繕
案 件 の 概 要	観音さくらの里の温泉設備機器を修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>観音さくらの里の温泉設備機器については、全体的に経年劣化が見られ、取替修繕を行う必要が生じている。</p> <p>特に、薬注ポンプにおいては液漏れが発生しており、また、集塵機に接続するボールバルブにおいても経年劣化による傷みが激しく、このまま放置した場合、温泉の衛生管理にも影響するため、早急な修繕が必要である。</p> <p>本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみならず、施設全体の配管や設備機器を理解した上で行う必要があるため、施設を統合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できる業者である必要がある。</p> <p>この点、上記事業所は、当該施設の温泉設備の保守管理を行っている専門事業者であるため、施設設備全般に精通している。</p> <p>仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月22日
契 約 金 額	1, 3 8 3, 6 9 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	113
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	石山小火災受信機取替修繕 (雷害)
案 件 の 概 要	石山小学校の火災受信機が落雷により損傷したため、火災の発生に備え、緊急に修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市梅北町9678番地 [名 称] 上野消防設備
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>石山小学校の消防用設備が令和5年8月23日の落雷により被災した。上記事業者が調査した結果、火災受信機の損傷が判明した。現在、受信機が正常に機能しておらず、火災に関して未警戒となっている。</p> <p>火災が発生した場合を考慮すると、緊急の対応が必要である。</p> <p>この点、上記事業者は、早急な対応が可能であること、また、今年度、同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知していることから、本業務の迅速な履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月22日
契 約 金 額	1,042,800円

令和5年度 随意契約理由書

番号	114
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	縄瀬小火災受信機取替修繕 (雷害)
案 件 の 概 要	縄瀬小学校の火災受信機が落雷により損傷したため、火災の発生に備え、緊急に修繕を行うもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市梅北町9678番地 [名 称] 上野消防設備
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>縄瀬小学校の消防用設備が令和5年8月23日の落雷により被災した。上記事業者が調査した結果、火災受信機の損傷が判明した。現在、受信機が正常に機能しておらず、火災に関して未警戒となっている。</p> <p>火災が発生した場合を考慮すると、緊急の対応が必要である。</p> <p>この点、上記事業者は、早急な対応が可能であること、また、今年度、同校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知していることから、本業務の迅速な履行が可能である。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月22日
契 約 金 額	740,300円

令和5年度 随意契約理由書

番号	115
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)																		
契 約 案 件 名	絶縁油中微量PCB含有分析検査業務委託																		
案 件 の 概 要	絶縁油中微量PCB含有分析検査業務を委託し、都城市が管理している施設にある電気機器のPCB含有量を測定、分析するもの																		
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市田代町100番地 [名 称] 株式会社東洋環境分析センター 宮崎事業所																		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は都城市が管理している施設にある微量PCBの混入が否定できない電気機器のPCB含有量を測定・分析するものである。</p> <p>本業務の履行に当たっては、分析する電気機器の種類が2種類あるため、複数単価契約が必要である。</p> <p>そこで、競争入札に代え、当該3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>																		
契 約 締 結 日	令和5年9月26日																		
契 約 金 額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">執行見込総額</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1, 0 3 2, 9 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>複数単価契約</td> <td style="text-align: center;">単価</td> <td style="text-align: center;">予定数量</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>絶縁油採取可能機器（変圧器等） 1検体当たり</td> <td style="text-align: center;">20900 円</td> <td style="text-align: center;">45 検体</td> <td style="text-align: center;">940, 500</td> </tr> <tr> <td>絶縁油封じ切り機器（コンデンサ等） 1検体当たり</td> <td style="text-align: center;">23100 円</td> <td style="text-align: center;">4 検体</td> <td style="text-align: center;">92, 400</td> </tr> </table>			執行見込総額	1, 0 3 2, 9 0 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	絶縁油採取可能機器（変圧器等） 1検体当たり	20900 円	45 検体	940, 500	絶縁油封じ切り機器（コンデンサ等） 1検体当たり	23100 円	4 検体	92, 400
執行見込総額	1, 0 3 2, 9 0 0 円																		
複数単価契約	単価	予定数量	合計																
絶縁油採取可能機器（変圧器等） 1検体当たり	20900 円	45 検体	940, 500																
絶縁油封じ切り機器（コンデンサ等） 1検体当たり	23100 円	4 検体	92, 400																

令和5年度 随意契約理由書

番号	116
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	関之尾公園緑の村外2施設警備監視システム設置業務委託
案 件 の 概 要	関之尾公園緑の村外2施設の警備監視システム等の設置業務を行うもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市前田町7街区24号 [名 称] 南九州システム株式会社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、関之尾公園整備実施計画に基づき、現在施設整備を行っている当該施設において、警備監視システム設置の業務を委託するものである。</p> <p>当該施設については、令和6年度より指定管理者が運営する施設であり、警備業務については、指定管理者と契約を締結することになる。</p> <p>本業務の履行に当たっては、警備監視システムの設置費用のみならず、警備費用も含めた金額にて総合的に比較する必要がある。</p> <p>しかし、警備費用の契約は指定管理者となり、本業務とは異なる契約となるため、5年間の月々の警備費を合算した総額での比較を行い、最低価格を提示した事業者と本業務の契約を締結する必要がある。</p> <p>そのため、競争入札に代え、当該3者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額の総額が最も安価であった。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月26日
契 約 金 額	1, 3 2 0, 0 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	117
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 健康課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 6 5 (直 通)																										
契 約 案 件 名	インフルエンザ予防接種業務委託																										
案 件 の 概 要	65歳以上（60歳以上65歳未満で、一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを含む。）の都城市民のうち、一般社団法人都城市北諸県郡医師会の圏域外の在宅者や施設入所者に対するインフルエンザ予防接種業務を委託するもの																										
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市和知川原1丁目101番地 [名 称] 公益社団法人宮崎県医師会																										
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>高齢者がインフルエンザに罹患した場合、重症化するリスクが高い。そのリスクに対して予防接種は効果的な方法であり、個人の予防のみでなく、インフルエンザまん延の防止にもつながる。このため、本市に住民登録している高齢者が、県内のどこにいても接種できる体制を確保する必要がある。</p> <p>しかし、市には、県内のどの医療機関がインフルエンザ予防接種を実施できるのか、また、受入可能件数がどの程度あるのか等の情報が少ないため、本事業の実施に当たっては、実施機関の選定を含めて委託する必要がある。</p> <p>また、本業務の性質上、実施状況の把握のため、個々の医療機関と契約するよりも、窓口を一本化し、市との緊密な連絡体制をとることが望ましい。</p> <p>以上の理由により、都城市北諸県郡医師会以外の県内の医師が所属し、それぞれの医療機関の実態を把握している上記法人と随意契約するものである。</p>																										
契 約 締 結 日	令和5年9月27日																										
契 約 金 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">執行見込総額</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">2, 0 7 0, 2 4 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">複数単価契約</td> <td style="text-align: right;">単価</td> <td style="text-align: right;">予定数量</td> <td style="text-align: right;">合計</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一般</td> <td style="text-align: right;">3,185 円</td> <td style="text-align: right;">590 人</td> <td style="text-align: right;">1,879,150</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">生活保護法による被保護世帯の者</td> <td style="text-align: right;">4,585 円</td> <td style="text-align: right;">10 人</td> <td style="text-align: right;">45,850</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">予診により接種不可となった者</td> <td style="text-align: right;">2,428 円</td> <td style="text-align: right;">5 人</td> <td style="text-align: right;">12,140</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">事務委託料（予診票1人当たり）</td> <td style="text-align: right;">220 円</td> <td style="text-align: right;">605 人</td> <td style="text-align: right;">133,100</td> </tr> </table>			執行見込総額	2, 0 7 0, 2 4 0 円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	一般	3,185 円	590 人	1,879,150	生活保護法による被保護世帯の者	4,585 円	10 人	45,850	予診により接種不可となった者	2,428 円	5 人	12,140	事務委託料（予診票1人当たり）	220 円	605 人	133,100
執行見込総額	2, 0 7 0, 2 4 0 円																										
複数単価契約	単価	予定数量	合計																								
一般	3,185 円	590 人	1,879,150																								
生活保護法による被保護世帯の者	4,585 円	10 人	45,850																								
予診により接種不可となった者	2,428 円	5 人	12,140																								
事務委託料（予診票1人当たり）	220 円	605 人	133,100																								

令和5年度 随意契約理由書

番号 118

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直 通)
契 約 案 件 名	都城の歴史と人物 (増補改定版)
案 件 の 概 要	『 “みやこんじょ” を知ろう！都城の歴史と人物【増補改訂版】』の増刷 (4 , 5 0 0 部)
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市都北町 7 1 6 6 番地 [名 称] 株式会社文昌堂
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 本件は、『 “みやこんじょ” を知ろう！都城の歴史と人物【増補改訂版】』が在庫不足の現状であるため、増刷するものである。 上記事業者は、最初の刊行時に契約した事業者であり既に印刷にかかる組版を有している。増刷に伴う軽微な文言や画像データ等の加除修正に迅速に対応でき、組版作成にかかる経費削減や協議等にかかる時間の短縮を図ることができる。 以上のことから、本件の内容を熟知しており、競争入札に付すよりも有利であるため、上記事業者と随意契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和5年9月27日
契 約 金 額	4 , 2 0 7 , 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	119
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 納税管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城市納税お知らせセンター運用業務委託
案 件 の 概 要	自主納付の促進及び滞納の早期解消を図るため、市税、国民健康保険税、介護保険料（以下「市税等」という。）の未納者に対して、電話による納付呼びかけ、納付書の再発行、納税相談のための来庁呼びかけ等を行う業務の委託（令和5年10月1日から令和8年9月30日までの長期継続契約）
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都千代田区飯田橋3-11-13 飯田橋 i-MARK ANNEX 9階 [名 称] 株式会社サポートス
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、市税等の未納者に対して、電話による納付呼びかけ等を行い、自主納付の促進及び滞納の早期解消を図るものである。</p> <p>本業務の実施に当たっては、納税情報という非常に重要な個人情報の保護についての深い理解と、架電により納税意識を高め自主納付に導くという高い交渉技術が求められるため、単に価格競争だけでなく、業務体制、個人情報保護、業務実績等を総合評価して決めることが望ましいことから、指名型プロポーザル方式により書類審査及びプレゼンテーションを行った。</p> <p>実施要領に基づく選定委員会での審査の結果、本業務の目的に合致し履行要件を満たしている提案書を提出した上記事業者を優先交渉者に決定したため、同事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月28日
契 約 金 額	26,615,600円

令和5年度 随意契約理由書

番号	120
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 市民課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 8 (直通)
契 約 案 件 名	都城市マイナンバーカード普及促進事業用 QUOカード
案 件 の 概 要	マイナンバーカードを初めて取得した市民並びにカードを所持している転入者に交付するQUOカード（1人あたり5,000円）を2,000枚購入するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋本町2-4-1 日本橋本町東急ビル内 [名 称] 株式会社 クオカード
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>マイナンバーカードの普及を更に促進させることを目的とし、マイナンバーカードを初めて取得する市民にQUOカード交付する都城市マイナンバーカード普及促進事業を令和4年度から引き続き、本年度も継続して実施しているところである。</p> <p>国のマイナポイント事業が9月末で終了することによるマイナンバーカード交付者数の増、また市の施策による転入者の増に伴い、QUOカードを追加購入する必要があるが出てきた。</p> <p>QUOカードは株式会社クオカードが発行するプリペイドカードであり、大量のQUOカードを一括で早急に調達する必要があるため、代理店では対応ができない。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月28日
契 約 金 額	10,000,990円

令和5年度 随意契約理由書

番号	121
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	高城運動公園第2キュービクル設備取替修繕
案 件 の 概 要	高城運動公園第2キュービクル設備について取替修繕するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江2番地 [名 称] 株式会社九南
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当</p> <p>高城運動公園第2キュービクル設備は設置後20年以上経過しているが、今年度初めに発生した当該施設の停電事案の際の電気設備調査において、設備の経年劣化が進み、故障や停電事故等が突然起こる可能性が非常に高くなっていることが判明した。</p> <p>修繕個所の確定ができたため、急遽予算措置を行い、9月議会において承認を得たところであるが、本施設で令和6年2月に実施予定のプロ野球チームキャンプ等への影響を鑑みると早急に設備の取替修繕が必要であり、修繕に必要な工期を確保するためには競争入札及び見積合せに付する時間がない。</p> <p>上記業者は、運動公園内の停電に係る仮設電気設備工事や高城総合体育館トイレ改修に伴う第3キュービクル電気設備工事に携わるなど、事前の現地調査等を終えており、早急に対応が可能である。</p> <p>以上の理由により、確実かつ早急な対応が可能な上記業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月28日
契 約 金 額	8,624,000円

令和5年度 随意契約理由書

番号	122
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 市民税課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 1 6 9 (直通)
契 約 案 件 名	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化に係るシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化に対応するため、基幹税務システム（アクロシティ）の改修業務を委託するもの
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>改修を実施する当該システムは、上記事業者が導入及び設定を行っているもので、同事業所でなければ本委託業務の適切かつ確実な履行を期待できない。</p> <p>また、本業務を仮に他の事業者へ委託した場合、システムに不具合が生じ、業務に支障が出るおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。</p> <p>以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月29日
契 約 金 額	1, 5 8 9, 5 0 0 円

令和5年度 随意契約理由書

番号	123
----	-----

担 当 課	[部 課 等 名] 商工観光部 商工政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 3 (直 通)
契 約 案 件 名	中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務委託
案 件 の 概 要	中心市街地中核施設等にイルミネーションの設置及び撤去を行う業務を委託するもの。
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 宮崎市大字本郷北方2753番地5 [名 称] 株式会社 AVC放送開発
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当</p> <p>本業務は、中心市街地中核施設等イルミネーション設置等業務である。</p> <p>本業務の履行にあたっては、イルミネーションの設置だけではなく、中心市街地に来訪者を誘引し回遊できる魅力的なデザインや、設置期間中の安定した稼働など、企画・管理の一体的な業務遂行が求められる。</p> <p>このため、芸術性及び創造性など、高度な技術力、企画力及び経験を必要とし、都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱第3条第1号に該当するため、総合的な能力を事前に確認、審査を行うことが可能な公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行うこととした。</p> <p>その結果、1者から参加表明の提出があり、技術提案内容や業務実績、技術力等について選定委員会を実施したところ、本業務の目的に合致した結果が期待できる提案であったため、上記事業者を優先交渉者として選定した。</p> <p>以下の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年9月29日
契 約 金 額	66,484,000円